

(第八部)

第一百十六回 參議院農林水產委員

平成元年十一月十七日(金曜日)

午前十時開會

委員の異動
十一月十六日
辯士

十一月十七日	細谷 昭雄君
辭任	初村滝一郎君
補欠選任	岩崎 純三君
辭任	鎌田 要人君
補欠選任	熊谷太三郎君
辭任	高橋 清孝君
本村 和喜君	野村 五男君
補欠選任	陣内 孝雄君
辭任	尾辻 秀久君
本村 和喜君	清水嘉与子君

委員	事	長	委員	席者
			仲川	幸男君
			大塚	清次郎君
			北	修二君
			上野	雄文君
井上	村沢	哲夫君	牧君	哲夫君

仲川 幸男君	大塚清次郎君	北上野 村沢	大塚清次郎君	農林水産省構造改善局長	片桐 久雄君
高橋 鈴木	青木 岩崎	井上 哲夫君	修二君 雄文君 牧君	農林水産省畜產園芸局長	松山 光治君
成瀬 野村	岩崎 尾辻	幹雄君 純三君	秀久君 要人君	農林水產省食品流通局長	岩崎 充利君
初村滝 一郎君	清水嘉子君	秀久君	西尾 敏彦君	鷺野 宏君	鷺野 宏君
津治君	孝雄君 貞敏君	要人君	浜口 義曠君	西尾 敏彦君	西尾 敏彦君
（第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆	（農業政策の拡充強化に関する件）	（農業政策の拡充強化に関する決議の件）	（当面の農林水産行政に関する件）	（当面の農林水産政策に関する調査）	（農林水産行政に関する調査）
（農業政策の拡充強化に関する特別措置法案）	（森林の保健機能の増進に関する特別措置法案）	（森林の保健機能の増進に関する決議の件）	（森林の保健機能の増進に関する決議の件）	（森林の保健機能の増進に関する決議の件）	（森林の保健機能の増進に関する決議の件）

本日の会議に付した案件

(当面の農林水産行政に関する件)

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法案
(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆)

○参考人の出席要求に関する件
議院送付)

○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十六日、細谷昭雄君が委員を辞任され、その
補欠として谷畠孝君が選任されました。

○委員長(仲川幸男君) 農林水産政策に関する調査を議題とし、昨日に引き続き質疑を行います。
○刈田貞子君 質疑のある方は順次御発言を願います。
私は、通告をしてあった順序が少し変わります。けれども、まず畜産局の方から先に伺わせていただきます。
昨日、同僚の委員の方から、飲用乳の指定団体だきます。

昨日、同僚の委員の方から、飲用乳の指定団体とメーカーとの本年度の契約時期が大変大幅におかれている問題について御質問がございました。酪肉振興法では四月一日に取引契約を文書化するという昨日のお話のとおりなんですが、私はこの

問題について、例年三月に加工乳の価格が決定した後相対でそういう価格が決まっていかなければならぬはずのものが、近年長引く傾向にあると、いう状況も含めまして、特に決着が遅かつたこと

し、なぜそんなふうにおくれたのかという原因のところの方を伺いたいと思います。

な交渉で決まるということとございまして、通常の場合に二月末に決めますのですから、その一ヵ月前から実質的に交渉に入ると、いう状況でござりますが、現実には加工原料乳の価格が決まる三

月に決まりますが、四月以降実質的にじっくりと両当事者間で話をするというようなことの中では、まっているということで、現在までの平成元年度

の状況で見ますと、一部の県を除いて大体ほぼ合意に達しているという状況でござります。

でやっているかということを見てみますと、現状のままで販払いといふ形の中で進んでいるというふうな感覚が漂っておりました。

ような状況でございまして、決まりなかつたということで特に指定団体側で不利益を受けるというような状況でないといふようなこともあります。

そういうことも含めて交渉官員が若干長引いたといふように思つておりますが、ただ私どもは、生乳取引の近代化ということからいきますと、やはり早期交渉妥結、また早期文書化ということが望まし

いところで指導しているところで、いかいます。
○刈田眞子君 なぜ近年長引く傾向にあるかとい
う状況の原因についてという質問には少し答弁が

されているように思いますが、私は思いますが、まあ団体の言い分と乳業メーカーの言い分とがなかなかかみ合わないという状況のもとに起きている現象だというふうに思うんでございます

ことしの例で話を詰めてみますと、生産団体の方の言い分としては保証乳価も据え置きになつてゐる、あるいはまた飲用乳の消費の伸びがまことに不思議である、などとしまして、この計算は既に

に堅調である。われは事業ノルマの計算が今迄の利益を上げているとか、したがつて、用途定のいわゆるその他向けの枠ですね、これは外せないという要求がことありますですね、例年話題

上がってくのですか、その解消というようが
求めます。

ら実質引き下げじゃないかというような言い分とか、あるいは生産費の値下がり、それから地域間の価格格差、これを解消していかなければいけない

い、というような言い分もあって、メーカーの方としてはかなり強硬な姿勢であったたというような状況も見聞きしておるわけでございますが、この辺のところの状況判断についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○政府委員(岩崎充利君) 確かに生産者関係でいきますと、生産費が年々下がつておることも事実あります。価格といふのか、売り渡し価格よりも確かに生産費そのものは下がつてているという状況であります。

は、いわば飲用牛乳そのものの需要も伸びていい、売上高は伸びているということの状況でございますが、ただ、なかなか現実の話としてはコススルの方もかかるといふような状況のもとで、乳業メーカーーサイド、指定団体サイドの両者ともじっくりそういうような面について話し合いをしてきたというものが長引いている原因の一つであろう、いうふうには思つております。

○刈田真子君 前年の実績に基づいて仮契約みたいな形で事は進んでいくんだから、さして現場に支障はないといふうには言われておりますよですが、私はやっぱりそこら辺のところは何らかの指導が必要じゃないかなというふうに思つてお

現実には、好決算だった大手乳業三社といううな資料を見ますと、これは六十三年度分を本年三月総決算して六月に発表したものだと思いますが、大手乳業三社の決算内容、雪印が経常利益で八%、明治で一・九、それから森永で二・七。純利益になると雪印が一八・六、明治が一三・七、森永が九・九というふうに、つまり純利益といいうふうな形で相殺していくと大変大きな一けたな台の利益を上げている、史上空前と言われるような利益を上げている。こういうことを生産団体の方は見ておりますから、したがいまして、なかなか過酷な条件の中で生産を営む農業者としては非常に納得のいかない部分があるんだろうと、こういうふうに思うんですね。したがって、価格交渉

そういうのが長引いてる大きな私は原因じゃないかというふうに思うんです。
これは、六月二日付といいますと前局長ではもうありませんよね。早期妥結の通達を出されたのは京谷さんですか。——まあ六月二日付の局長通達で、とにかく早く妥結をしなさいと、こういうふうに通達を出しているわけですね。話し合いをして早く解決しなさいという通達を出しておられますですよね。それは御指導なさる立場からいえば早くしてもらいたいということはわかりますけれども、生産者が納得しない価格ではやっぱり落ちない、こういうことがあるわけですが、その辺のところの問題。

よつと離れておりますのが四件ほどござりますが、それ以外はおおむね合意に達している。状況を見ますと、大体が据え置きないしは微減というような形の中で合意に達しているというのが本年度の実情でござります。

○田貞子君 昨年の段階では百八円から百十四円ぐらい、ことし、状況によっては四円ぐらい引き下げを迫られているところがたくさんあるといふような話も聞いておりますけれども、平均するとどのくらいになりますか。据え置きないしは微減と言わされましたけれども、平均すると幾らぐらいになりますか。

○政府委員(岩崎充利君) 平均したような形で目

いう指導はできる。だけれども、価格決定に関してどの辺のところで介入できるのか、あるいは指導できるのかというものは微妙なところでございますけれども、どうなんでしょうか。生産者の意欲をそぐていうようなことで価格が決定してはならないという場面に立てばどんな指導ができるのか。こんなことも含めてお伺いしたいと思います。

○政府委員(岩崎充利君) 私どもは、やはり乳価につきましては指定生産者団体と、それから乳業メーカーとの間で自由に交渉して、それで妥結されるとのことです。妥結されました価格につきましては私どもがコメントする立場ではございませんで、やはり両当事者間で自由に交渉された結果でござりますので、私どもとしては尊重すべきものだというふうに考えておるわけでございます。

ただ、現実に指定団体とそれから乳業メーカー

それから、今言つたメーカーは大変な利益を上げているというこの状況と、それからことしは結構平均すると幾らぐらいでキロ落ちたんですか。
○政府委員 岩崎充利君 まずメーカーの問題からちょっと申し上げますと、六十三年度でございまが、営業利益でございますと、三社計、これは大手三社でございますが、営業利益で一・六兆ほどとふえていっているということになつております。それから、経常利益でいきますと五・四といふことで、三社の問題からいいますと、営業外の収益がかなり上がつたというような形で、総体として利益が上がつてきたというような状況になつておるところでござります。

体的な数字そのものをまだ持っているという状況の中ではございません。ただ、何%程度のという形の中で、据え置き、それから三ヶ月未満という状況の中今まで合意に達したものにつきましては全部入っている、大体そういう状況でございます。

○刈田貞子君 ただ、据え置きないしは微減ですかから、生産者にとって決していい条件では父親がまとまっていっていなかったというふうに理解をするより仕方がないんじゃないかなというふうに思いますが、私は、先ほども申し上げましたように、メーカーが大変に大きな収益を上げているという環境の中で、しかも、生乳に対する需要が高まりつつありますね。生産者はそこ

それで、両当事者間で十分話し合って、早期契約を結ぶこととした。しかし、私どもとしては指導してはかねてから私どもとしては指導しているところでございまして、本年度につきましてもそういう指導をやめてきたということになります。確かに、生乳

私はやはりそういう生産者及び生産者団体に本をかけるような価格が決定していくことについては大変に遺憾であるというふうに思っています。

取引の近代化ということを図る上からは、やはりただいま申し上げましたように、早期に交渉妥結して早期にその文書化を図っていくというのが適切であるということで対応してきておりますし、そういうことで指導してきたというような状況でござります。

さらには、輸入貿易統計なんかによりますと、六十三年乳製品輸入は史上最高であるといふような別のニュースも彼らは持っております。これが生乳換算でいくと三百八十一万トンというふうな数字を関係者から聞いてきました。そうすると、心境複雑なものがあるわけですね。

それから、本年度の状況でございますが、先ほど申し上げましたようにまだ妥結というのが、ち

この辺のところも含めて、今後価格の決定に對して、つまり、先ほどは早く交渉の妥結をせいと

まず、大臣にお伺いをいたしますが、昨日、後期対策についての決定を自民党の部会においてな

次に、お米の問題に入らせていただきます。

（水田直子君）私もこうしてお話を何年か聞いていて思うのは、やっぱり生産者団体も情報交換をもっと密にしながら交渉に当たるには、大きな団体としてのやつぱり一つの意見をはっきりとさせて、相手が大きいだけに交渉の場に臨まなければいけないのではないかということ。一応各都道府県段階の単位になつておりますから、非常に難しい場面もあるうかと思いますけれども、今後やはり適正な価格でこれが進められていることを希望いたします。

さつたということを伺いました。この後期対策を比較的具体的に政策化しておりますのが既に出ておりますところの農政審の報告であろうといふうに思うのですが、特にきょう私がお伺いしたいところのお米の問題については、第一小委員会の「米の政策及び米管理の方向」という報告が出ておりますね。これと、それから昨日決定された後期対策とを絡めて大臣はこれを受けてどんな政策を前向きになさるか、まず御決意を伺

て、今回のこの小委員会の報告を見て私がやはり大変関心を持つのは、価格形成の場を形成していくということ、これは大変に注目していかなければならぬ事柄であるういうふうに思ふんです。

今、いみじくも大臣が競争原理の導入という話をなさいましたけれども、これが価格形成の場といふのはどういうものを想定して考えればいいのかということをまずお伺いいたします。

いて、九月から一回ばかり研究会を開きまして、
今月末にその検討をさせていただくわけでござい
ます。できれば来年の三月ぐらいまでの間に御提
言を賜りたいというふうに思つておりますが、い
ずれにいたしましても既に食管制度、昭和十七年
からでてきておりまして、先ほどのような流通の中
での経験はございますけれども、過去の正市市場
に携わられた方々という御経験のある方々も少数な
くなつております。そういう意味で、これから

か、いろんな心配がござりますね。
そこで、今申し上げたこと等をめぐってさらに
具体的にこの価格形成の場というものがもうちよ
つと見えてこないでしようか、御説明いただきた
いと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 先ほどもお答え申し上
げましたように、今回提言をされております価格
形成の場という内容でございますが、タイトルか
ら「価格形成の場」ということで、市場という言

いたいと思います。
○國務大臣(鹿野道彦君) 今先生おっしゃいます
とおりに、米の管理のあり方ににつきまして、先般
六月に農政審報告をいただいております。
その報告の中身につきましては、現在米の生産
なり流通なり消費というふうなものをめぐる状況
が大きく変わってきておるわけでありまして、そ
ういう中で、需要に対応した生産など当面する課
題に的確に対処するため、米の需給及び価格の安
定を図るという本来の食管制度の基本的な役割を
維持しながら、市場原理がより生かされる仕組み
として、というような観点から取りまとめられた
ものであるわけでござります。
そのような中で、今後食管制度の基本的な役割
というふうなものを踏まえながら、報告の方向に
沿つて十分検討の上、条件整備を図りながら逐次
具体的な施策を展開していくことといたしております。

○政府委員(浜口義曉君) 農政審の答申でござりますが、この農政審の報告におきましては、たゞいま先生が御指摘のように現実に動いてる、既に先取りをしたものについての言及もござりますが、今御指摘のとおり、価格形成の場という言葉をもちまして一つの具体的な提案がなされているわけでございます。

この価格形成の場でござりますけれども、我々の過去の米の歴史から見まして、例えば食管制度ができる前に正米市場といったようなものがあるわけでございますが、特にここで報告におきまして価格形成の場という新しい言葉といいますか、聞きなれない言葉で御提言があったということは、そういったこれまでの過去の市場、マーケットといったようなものにとらわれない一つのものとの提言をされているというふうに理解しておるところでございます。

なお、現実の動きといたしまして、全体の流通

◎刈田貞子君 私もいわゆる市場が立つのかなど、いろいろな単純なものを描いてみたりするんですけど、よくわからないものですからいろいろ読んでみると、例えばこんな解説を読みますと私のイメージは違うのかなと思うのは、通信網などを使った取引の場のようなものを消費地に数ヵ所設ける、いわゆる立ち会いの市場というようなものよりは通信網などを使った取引の場のようなものを消費地に数ヵ所設ける。具体的には、東京、大阪などを初め数ヵ所にこうした価格形成の場をつくる、あるいはまた取引はあくまで現物取引。先物取引はまだ扱わないとか、あるいはまた参加業者は団体、個人ともに限定をしていくとか、取引は月一回ぐらいとかいうふうな細々とした解説をなさるところもあるんですね。

葉を使っておりませんし、そういう意味で、その内容は今後まずお集まりいただいた学識経験者の方々の御提案を待ちたいというふうに思つていろいろなものをやるかというのは、まだ途上でござりますので、私からいろいろ申し上げるのはいかがかというふうに思つておりますし、また十分慎重にお話を伺いながら、関係者の皆様方の御意見を聞きながら御提言の内容を詰めていきたいというふうに思つております。

ただ、今先生が御提案になりました諸点につきまして、現時点でお私の方からわかつているといふのはおかしいんですけども、考えられる点というものについて申し上げてみたいと思います。

一つは、まずどういう方を限定するかといふお話がありまして、その前に、現在の情報社会の中はどういういろいろなコンピューターとかそういうものが進んでおります。VANといったよ

○刈田寅子君 この農政審報告を見ますと、これは全体の報告でもあるわけですが、特に小委員会報告の中では既に実質面では先取りされているようなものもあるわけですね。

例えば自主調整保管とか、あるいは水田農業確立対策による生産調整のいろいろな変化とか、あるいは生産者米価の引き下げをすることによってしてきた環境としての順さやの拡大とか、あるいは流通改善大綱等に基づいた競争原理の導入などというのはもう少しすつ動いているわけです。だから他用途利用米の拡大、こんなふうなことは既に先取りをされておると私は思つております。

量の中での、政府が関与しております流通量の中での六割になんなんとしております自主流通米の市場、自主流通米というのがあるわけでございまが、それについての価格の形成の仕方と/orものでは、全農とその他の全集連、あるいは卸売価格と/orもの協議会といわれるものの中で行われておりますまして、そういうものを踏まえながら価格形成の場、需要の動向や品質評価を価格的に的確に反映させるものとして形成をしろ、こういう御提言であります。

現在私どもそれについて早急にということございまして、学識経験者の方にお集まりをいただ

私はそういうのを見るに付けても、例えば今は言つた通信網などを使つて取引の場をつくっていくといふようなことになると先物なんかに走りがちやないかなといふような思いとか、あるいはまた先ほどから非常に今回のこの後期対策でも強調されておりますところの競争原理の導入といふようなことによつて、条件いかんによつてはかなりの米価の乱高下といふようなことが考えられるのかどうなのかとか、あるいはまた既に我が国の米の流通量の三割に迫ると言つてゐる自由米市場などの状況を見ておりますと、投機的な行為としてはこの市場が侵されていいかないのかどうなのかと

うなものもありますし、いろいろなものが考えられますので、既存のマーケット等においても情勢機器を用いて、結局場というものが抽象的にはありますけれども、具体的にどこどこの取引所といふものがないところもあるよう思います。ただ、これは御提言の点を見ますと、「一定の資格を有する集荷業者と卸売業者等との間の価格形成」というふうになつておりますて、まずは言ふなれば消費市場といいましょうか、消費者とそれから生産者の間を直接に結ぶというのではなくて、やはり产地市場といいますか、産地市場といふのは語弊があるかもしれません、実際に生産

者の方と卸売の方との場というふうなことが提言をされているわけでございます。そういう意味で、そのところは一挙に今の通信機器を結びまして消費者と生産者の間に交渉の場を掲げるといふものではないというふうに考えております。食管法の中で流通の経路というものを見定しております。特定の規定をしておりますから、おのずとこの場の対象者というのは資格を有する者といふ形で限定されていくのではないかというふうに思っております。それが一点でございます。

それから、提言の中に先生御指摘の「作況変動や投機的行為による価格の乱高下を防止する必要があり」と、こういう提言があるわけでございまして、これは私の言い方はやや少し独創的に過ぎるかも知れませんが、そういうことから考えますと、言うなれば先物というのはなかなか慎重な御提案ではないかというふうに私は思います。ただ、もちろん市場とかマーケットとかといった場合には危険を分散する、ヘッジをする場面ということで、一般的な意味で先物は当然であるといふような御意見を、米についてではございませんが、マークットというようなことから考えるとそういう御提言をなさる方があります。参加される方の危険を分散するための必然性のものとして先物があるという御提言がありますが、これは米に結びつけてのお話ではないと思いますし、現在価格形成の場といふことで慎重に御提言になつていては、御議論を賜つておられる方の予想しておられるような提言ではこの農政審の答申はないんではないかというふうに私は理解をしておりますが、なお現在経験者の方々の自由なる御提言を賜りまして、十分御議論を賜り、また関係者の慎重なる御相談をさした上で行つていただきたいというふうに思つておるところでございます。

○刈田貞子君 市場原理に価格をゆだねるということでございますので、今言われた作況の話なん

かも出ましたけれども、五十九年、六十年でしたか、網渡り需給の時期のときと、それから今日いささかだぶつきぎみであるという、この今日の状況と、こういう状況の中ではおのずと市場に働く原理といふものも違つていくと思うんですね。そして、もう一つは、そういうふうなものが意図的な、恣意的なもので動かないような歯止めのようなもの、こういうものには必要じゃないかと思うんです。しかし、一方で管理価格と言われているこの食管制度下における何とも言えぬ競争性のない米の価格といふものに対しても立ち位置を覚えている人たちもたくさんいるというのも、これまた事実ですね。したがいまして、その辺のところをどこに調和を置きながら、この価格形成の場ないしは競争原理というものを生かしていくかという点は非常にこれから大きな課題であると同時に、日本の国民のいわゆる基幹的、基本的食料に当たるところの米でござりますので、これは慎重にやはり扱つていかなければならぬというふうに私は思いました。

次なる質問は、この価格形成の場を今後進めていくということが、価格形成の場をつくっていく

ということが生産現場にどんな影響を及ぼしていくのかということをお伺いしたいわけですが、当然高く売れる米を一生懸命つくらうと農民は思う

ようになるだろう。それから消費者の方は安くしてもらいたいのかということをお伺いしたいわけですが、当

然良質米といふように私も申させていただきま

すと、消費者の方の需要の対応が良質米といふこ

とよりも多様化しているんじゃないのか。それを受

けまして、先生のお言葉を引かせていただきま

၁၂၁

ところで、政府米の性格づけについて農政審議会のこの報告では「年間及び全国を通じた安定供給を確保するため必要な数量を政府が直接買い

入れ、保有し、売り渡す必要がある。」という提言があるわけでございます。政府米の持ち越し在庫につきましては、作況の変動等の推移を踏まえまして十分安定的に確保するようと考えていかなきゃいけないわけでございまして、食管の基本の安定的確保という意味でこの政府米の役割があるわけでございます。

この場合、一回も御質問をいたしましたのでございませんで、これも現行どおりやつてあるわけですが、回転備蓄という形でやるわけでござりますので、先ほどと重複をいたしましたが、政府が買い入れて持ち越し米と新米とを混ぜて売る、こういう形状をしていくわけでござります。この量は、一応流通研究会以来、当面、主食用の流通量の四割程度を目途にしろということでござりますので、その水準を達成していく中で政府米の部分を確保し、食管の基本であります安定確保の中核としていかなければならぬというふうに考えてみるところでございます。

○刈田貞子君 今後また機会を得てこの問題についてはお伺いをさせていただきたいと思います。次に御質問を申し上げますのは、一連の流通機構改革の問題でございます。

昨年から始まつた米流通改善措置における卸の新規参入の問題でござりますけれども、これが食糧庁の方では十月末までに何らかの状況をつくれます。いろいろな御指導をなさつておられるようでございますが、その状況が全く進んでいない、こういふことであるようでござります。この卸の新規参入の問題はなぜ進まないのかなというが単純な質問なんですが、例えば小売店の新規参入あるいはプランチの導入などのときにはかなりスムーズに進んだわけですね。ところが、これが卸といふ形になるとなぜ進まないのだろうかということを考えます。

例えは、既存の卸の人が足を引張っているんだとか、あるいはまた基準がなかなか厳しいのだと、とかというふうなことも聞いてはおりますけれども、十月末までに何とか形をつけようと思つて、らした食糧庁の考え方とは裏腹に向進まないといふ理由は何でしょうか。

○政府委員(浜口義廣君) 流通改善大綱におきまして、小売の問題とかあるいは卸の売りの問題とかいうあらうな形でそれぞれの数の問題であるとか、そういうふうなことから両者において差ができるることは事実でございます。

小売の問題につきましては、一斉更新ということが昨年の六月ありましたので、その際においてかなり大きなキオスク等についても小売の許可がなされたということをございまして、世上この点についてにははつきりとした形が出ておりますが、卸の場合におきましては全体で数が少のうございまして。これにおきましてははつきりとした姿が出ておりませんが、今先生がおっしゃったことの十一月という点でござりますけれども、卸の部分につきましては全国各地のそれぞれの条件にかんがみまして、知事許可のことでもあります。それで、それの対応がなされておりまして、去年の十一月から卸の新規参入を順次実施することといたしておられます。ことしの二月に岡山県で実施ということとで、その次に挙がってきておりますのは具体的には東京都でございまして、東京都につきましては既に公示をされまして応募者を募られたといふことで、それに対する審査が行われまして十二月二十日に許可の予定といふように我々は聞いております。

全体におきましてのテンポが、そういうふうな形で岡山、東京というのが具体的になつておりますとして、これから大消費地であります大阪あるいは愛知といったようなところが日程に上つておりますと、全体に申し上げまして、小売の段階に比べますと数も少ない、新規許可の経験もないといつたようなことから差が出ていることは事実でございます。

○刈田貞子君 今お話しのとおりで、岡山で「カニ」に東京で許可をする予定であると。東京の場合でございますけれども、これは資格の基準等も見せていただきましたけれども、定数三という考え方ですね。これはどういう根拠から出てくるのか。例えば手を挙げている人が五者だとして定数が三だということになれば落ちるところも出てくるわけですから、これは定数みたいな物の考え方をつくらんんですね。

○政府委員(浜田義騰君) 鉗の数は全体で、県の全く平均で、いきますと大体五から六だというふうに思います。しかしながら、現実のところの各県の数は、例えば東京が十八だと思いますが、例えばほかの方で三つとかそれぞれらつきがござります。

そういうふうに、現実におきましても地域におきますそれぞれの状況に応じましてばらつきがあることなどがざいますので、先生御指摘のこれから幾つするのかといったようなことについては、一方ではその現存の数といったようなものからやはり規制がなかなか難しいと思いますが、その点につきましては食糧局としては、鉗についての資格条件というものを行現行の食管法の施行令で決めてはおりますけれども、新規参入の数とかあるいは適正数といふんですか、そういったようなものは一切決めていないわけでございまして、都道府県知事にお任せをしている。ただ、新規参入の際の、新規参入という言葉はあれですけれども、鉗の許可を与えるに当たっての基本的な基準といふと、そういう動きはあるようなんですか、例えば今既存の鉗の大手があつて、そののれん分けをするような形でしていくといふこの新規参入のことです。

スタイルですね。これが私は通常改善大綱にうたわれているところの競争原理が働くということからいくと、筋がちょっと違うんじゃないかなというふうに思うのでございますけれども、こうした考え方ですね。

それから、東京都が決めておるところの資格基準で、年間販売見込み量が四千精米トン以上、それから小売業者のいわゆる受け手登録予約数が大体七十以上というふうな規模で東京都は決めていらっしゃいますね。これはもちろん今言われたように、地域の適性に合わせた一つ一つの基準なんだろうというふうに思いますが、全国的にそぞろした基準というものが統一化していかないことの方が、より競争原理が働くのかどうなのか、このことについて。

○政府委員(浜口義廣君) 今先生二点おっしゃいましたが、第一の方ののれん分けといったようなもの、実質上の競争原理というものが働くことに関連いたしまして、形的にはそろだけれども、実質的にはそうじやないというようなものではいけないんじゃないかという点は、おっしゃるところだと思います。

そういうものについては、例え東京都が決めております今回の点を見ますと、第七項のアといふのに既存の卸売業者による申請と実質的に同一と認められるものではないことという条件がありますて、それはまさにそこを言つてることではないかというふうに我々は思います。

それからもう一つ、基準ということは、新しい卸売業者の資格という意味での基準は決めていると先ほど御答弁申し上げましたが、先ほど御指摘のところの年間販売数量の見込み数量四千精米トンあるいは小売業者の買い受け登録数が七十以上というのは、実はこれは食糧庁の食管制度の政令及び規則で決めております。

そういう意味では、ここでは一つの基準といつたものは、ある程度の卸売業者が新規参入であれば、古い方であれ、今後維持していくための必要性があると、古い方であれ、今後維持していくための必要性があるといふふうな意味で、全国的、統一的な最低条件というふうな意味で、全国的、統一的な

六

に決めさせていただいたわけございまして、それ以上に条件を絞るといったものがいいのか、あれ

るの実績を御答弁いただきまして、私の質問を終ります。

昨日は農水省も参加されたわけですが、さらに今月の二十七日、二十八日の農業交渉グループ会合

その内容は、今お詫がございましたように、私共も非常に徹底した自由化を求めていた。国内で

あるいはその地域に応じまして統めるところのところでは、基準でござりますから、考えられないのです。されども、それは地域の実情に応じて実質的な競争原理が働くことになるのかどうかがかかるところは、やつてくるようと思ひますので、ここのこところはやはりこれ以上の全国統一の基準の上にさらに基準をつくることがどうかというふうなことについて、一概には断定できないと思います。

おります。米の自由化を迫るショック提案と言ふべきであります。日本政府の提案がどういうものになるのかな、どうぞお聞かせください。

国境措置をアメリカも含めて実施しているわけですが、ござりますけれども、それを究極的にはほとんど撤廃にしていくという大変極端な提案をしていただけでございます。この提案の内容自体は、実施面に至るプロセスなども明らかにし、これまでのどこの国に比べましても非常に詳細で包括的な性格の中容になつておるわけでございます。しかし、その内容自体については、そこに盛られた考え方自体

る場合もあるかと思いますが、実例がないものですから、ややあいまいな答弁になりましたけれども。

たけれども、今までのようアルコール添加の上に全く米だけでつくるというような純米酒のための運動とか、そういうものが行われてお

おります。こういう内政干渉の言語道順な要求をきっぱり拒否しなければ、日本の農業も食料も守れないということは明らかだと思います。十月二日、一二一〇〇年十二月の文書よ

のいわば処長級の上にある者、努力者を非常に詳しくしたというものです。ございまして、我々は改めて今回のウルグアイ・ラウンドの農産物交渉におけるアグリカルチャーの変遷と、今と何が違うかについて、もう、僕たちがお話し

また国民の基本的食料であるところの米を一つの商品として扱う業界の話でござりますから、やはり適正な御指導をされていかなければならぬと

この辺が非常に重要な点でございまして、これが
価格のいかんによってはさらに需要の開発が伸び
るということを前提にいたしまして、実施してお
ります。都道府県は極めて限られておりますけれども、

指しておりますが、その実現可能性は疑問であると、
いう趣旨の発言をしたと言われております。また、農水相御自身も十月二十五日の参議院の予算委員会で、

改めてうかがうわけでございます。
しかし一方、果たしてアメリカの提案が現在の世界の農産物の生産なり貿易の実態からいってどうかがうわけでござります。

時間かかと五分ほどかかりましたので才夢にして
りますが、いろんな問題を全部整理いたしまし
て、一つだけ。現在の米の在庫の問題についてい
ろいろ心配をしております。古々米も発生してい
るというような現状にあるわけですが、そこのと
ころを聞いていると時間がございませんので、私
はこうした古々米の発生というような現状を思ふ
につけても、それからまた昨日決定いたしました
八十三万ヘクタールで調整を抑えたというような
問題も絡めまして、やはりこれから過剰基調が生
まれてくるであろう、もっと出てくるだろうとい
うふうに思います。

ております。今後、平成元年度の動きでございま
すが、現在集計をしておりますが、大体今申し上
げました数量と同じ程度のものが実施をされるく
ださいかと思います。

もちろんその中ではいろいろと、例えば米飯給食
食の拡大に地域の米を直接使うといったようなこと
ともございますし、その他先ほど挙げました例で
米菓といいますか、米の原料を使いましたお菓子
の製品を使うとか、そういうった動きが出ておりま
して、内容的には大分動きがあろうかと思いま
すが、量的には平成元年度は前年度と大体ほぼ同じ

井は、アメリカの強い姿勢をあらわしたもの、アメリカ提案の実現性については問題がある、ことと、いう批判だったと思います。

ところがECは、アメリカ提案はECの政策が根底から覆すものであり交渉の基礎にはなり得ないものだ、ECは共通農業政策をやめるつもりはない、と、大変厳しく批判しております。

今まで自由化を迫り、国内農業政策の全面的の変更を要求して、日本農業の存立そのものを突き崩すようなこういうアメリカの提案に対し、「日本の政府はなぜ毅然として反論しないのかといふ

いましたように非常に問題のある提案でござります。
申すまでもなく、農業生産は工業と違う、天に恵まれた、
に支配されるとあるいは土地の条件に支配されるといふ
というような特殊性がござります。それから、また、農業生産は国民に対する食料の安全供給、一定の定供給という大きな役割を持っておりますし、生産を通じて国土なり環境保全にそれぞれ役割を果たしておるわけでございまして、こういうふうななかなかほかの機能では代替できにくい機
制を農業が果たしているわけでございまして、今

そこで、需給均衡化対策をこれまでも計画的に進めてきたわけでございますが、その中で消費純増対策、それから需要開発米の問題、これがどんなふうに今機能しておるのか、実績はどんなふうに上がってきておるのか。これは大変に鳴り物入りで進めてこられた均衡化対策でもあり、また消費拡大対策でもござりますので、この辺のこと

○刈田貞子君 終わります。
○林紀子君 私も米の問題を御質問したいんですけど、私は米の自由化問題を中心に御質問させていただきます。
きょう今までガットの非公式閣僚会議が開かれ、ぐらしのところまでいくのではないかというふうに思つております。

大変強い批判が起こっておりますけれども、こういう批判にどうおこたえになるのかということ、最初にお聞きしたいと思います。

○政府委員(塩飽一郎君) お答えを申し上げます。

今お話をございましたように、農業交渉グループでの十月の会合でアメリカが包括的な農産物交渉についての提案を出したわけでございます。

このアメリカの提案をそのまま各國の農業に
はめると、我が國はもちらんでござりますけれど
も、世界の相当の国は大変な影響を受けることと
なりかねないわけでございまして、その結果は
今申したような農業のその国で果たしている役
いうものはどこへ行つてしまふんだろうかと
うことになるわけでござります。

そういう意味では非常に問題のある提案であり、また、そういうものがいかに交渉の中とはいらないながら、各国がそれを現実的なものとして受け入れる余地は非常に乏しいのではないかといふふうに我々も見ております。そういう考え方については、十月の交渉の場でも日本の代表から反論いたしましたし、先般ワシントンで日米次官級の経済協議があつたわけでござりますけれども、その際にもこれを取り上げて我が国から批判をしたわけでござります。

いという声明を発表しておりますし、また、アメリカ最大の農民組織である全米農業者連盟の会長は、アメリカ提案がそのまま実施されればアメリカの家族農場は崩壊する、大規模生産者や穀物メジャーだけが恩恵を受ける、世界の消費者への食料の供給も不安定になると、こういうふうに批判しております。

このようにアメリカの議会や農業団体からも強い批判が出され、しかも今お話をありました長い間かけて練り上げてきた四月の中間合意にも真っ向から反対する立場になります。歩みの付東になつて

輸入制限措置をやつております。
これは一応、一九五五年にガットの当時の加盟国
の三分の二以上の合意を得てウエーバーという
手続きをとつて、そういう措置をやつてもよろしい
というガットのいわば許可を受けてやつてゐるわけ
でございますが、三十年以上たつてもなおそ
ういう制限措置をやつてゐることについては、日本
も含めまして非常に問題のある措置であるといふ
ことをあらゆる機会に言つてきておるわけでござ
います。

ウエーバーの撤廃というものは確かにアメリカは言つてゐるわけですけれども、さきに紹介したように、アメリカ国内では上院農業委員長はこういう輸入制限をあきらめるわけにはいかないと言つてゐるわけですね。農業交渉におけるアメリカの身勝手さといふものについては、この委員会でも先輩の議員の皆さんがあ隨分論議をされているところですけれども、このように自分の輸入禁止状態をは棚上げをして日本の米政策を非難する、これはもうアメリカの身勝手さの一一番典型的な例だと思つます。

ECの批評をしてお話をされましたが、私はその通りでございました。しかし、私はECの見方を変えて、アメリカの考え方についても、私どもは決してアメリカの考え方についても、私どもは決してアメリカの考え方についてもございませんで、EC以上にアメリカの提案というものの見方に厳しい見方をしているわけでございます。かつて、このアメリカの提案は、ごとしの四月の中間合意、これはアメリカも含めて合意をした中間合意の内容からいってもそれにそぐわない内容でございまして、そういう認識を持つて今後もこれに取り組んでいただきたいというふうに考えておるわけでござります。

向から反対するハリナ提案が文部省にから
ないということは明らかじゃないかと思うんで
す。せめて日本もE.C.並みに、これは交渉の対象
にはならないものだと、これくらいの強い発言と
いうのはしてしかるべきではないかと思います
が、いかがでしょうか。

○政府委員(塩飽二郎君) 今お話をございました
ように、アメリカの提案は、アメリカの国内でも
アメリカの農業団体あるいは議会の中から不満、
不安の声が起こっていることは我々も認識をし、
また、そういうことも言いつつアメリカの提案の
非現実性を指摘をしているわけでございます。
繰り返しませんけれども、非常に問題のある提
案であるというふうに見ておりますので、具体的
な表現はともかくとして、日本の農業を守る見地
に立ってこのアメリカの提案についても的確な反
論を加えていきたいというふうに考えておるわけ

ざいますけれども、バターについて申し上げますと、アメリカで約五十一万トンぐらいいのバターの消費量がございますが、そのうちアメリカに輸入されているバターは〇・二万トン、つまり二千トンでござりますから、アメリカ人が消費しているものの〇・四%しか輸入に頼っていない。それから脱脂粉乳につきましては、アメリカで約三十三万トンの脱脂粉乳の年間消費量がござります。それに對して輸入は〇・一万トン、一千トンである。したがつて〇・三%しか輸入の比率がないわけでござります。それから落花生は消費量が百三十万トンぐらいいあります。ですが輸入はわずか千トンというところで、〇・一%ぐらいしか輸入してないといふことでございまして、単に輸入制限をやっているだけではなくて、その輸入制限が非常に制限的な運用をされているということが今の数字

この点についてどう思われるかということと、
それからあわせて、先ほど資料をいただきました
中で、日本の米の輸入は油圧の泡盛用の輸入を除
けば、米にエビをませたり、またイカ飯にした
り、あるいは米の粉に砂糖などをまぶして調製品
という形で輸入しています。これは米の輸入制限
を逃れる脱法行為だということも言えるんじゃな
いかと思います。これは日本の企業の悪知恵でや
っているということですけれども、円高のもとで
これがどんどん今後ふえるということも考えられ
ますし、十一月の提案ではこういうような可逆
性のあるものを輸入規制の対象にすることも検討
しているということも聞いておりますけれども、
こういうインチキなやり方というのを規制すべき
だと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

ガットの農業会合に顔を出しておられますカツツ
通商代表部次席も、日本の食料安全保全論は米輸入禁止政策を正当化する理論にはなり得ない、米を一〇〇%自給しなくても食料安保は確保できる、こんなふうに言つておられるというニースも聞いております。そして、アメリカの提案に対しても、アメリカ国内でも大変な反発があるということを、またニースに伝えられておりますけれども、アメリカの上院の農業委員長は、アメリカの農業政策はシユネーブでつくられるのではなくてアメリカの議会でつくられるものである、また、砂糖や酪農製品の輸入制限をあきらめるわけにはいかない、

○林紀子君 そういうことでは、大変ECに比べましても日本は弱腰だという印象はぬぐえないわけですが、アメリカの方ですけれども、アメリカも酪農製品などの輸入を制限しているわけですが、具体的に例えばバターとか脱脂粉乳、落花生、こういったものはアメリカの消費量に占める輸入量の比率と、いうのがどういうふうになっているか、ちょっと教えていただきたいと思いまして。

○政府委員(塩飽一郎君) 今お話をございました三品目を含む十四品目につきまして、アメリカは

でわかるわけでございまして、この点も非常に我々としても從来から問題にしている点でござりますけれども、そういう実態にあるわけでござります。

ました点をお答えしますと、御存じのようになりますが、原則として輸入制限はやってはいけないとでは原則として輸入制限はやってはいけないと、いう原則がござりますが、その例外に国内で生産制限、生産調整措置をやっている場合には、国境でも一定の条件を満たせば輸入制限を例外的に認めるという仕組みがございます。その場合、技術的な問題になるわけでござりますけれども、国内で生産制限しているその品目と、例外的に輸入を制限している品目との関係について、やや今のガソリンの規定は品目の競合性といいますか、関連性というものを狭くつかまえているのじゃないかと、いうふうに私どもは考えておるわけでございま

輸入制限措置をやつております。

ウエーバーの撤廃というのは確かにアメリカは

す。

御存じのようだ、品目は加工段階を経るに従つてそれに占める原料の割合というのはもちろん低くなるわけでござりますけれども、一定の範囲内では原料形態の農産物と非常に近い競合性のあるういものを彈力的に把握しながら、例外的に認められる輸入制限というものが、そういう貿易なり流通の実態、いうものを十分反映したような制度であるべきだというふうに私どもは考えております。そういう見地から、十一月の交渉グループでの提案でも対応していきたいという考え方でおわけでございます。

○林紀子君 そうしますと、その弾力的運用といふものをもつときらんとするということなわけですね。それでは質問を進めさせていただきますけれども、今月の二十七日、二十八日の会議に日本政府がどういう提案をするのかということをお聞きしたいと思います。

九月の会議では、日本政府は海外依存度の高い食料輸入国においては基礎的食料に関しては所要の国内生産水準の維持を図ることが必要、まあきちんと鹿野農水相もこういう立場で御発言をしていらっしゃったということですけれども、それでは今月の二十七日、二十八日の会議にはこれをどういうようないふ形で具体化したものを提案するのかとこども、今お話をございましたように

○政府委員(塩飽二郎君) 九月の農業交渉グループで我が国的基本的な考え方を主張いたしました。それで、昨日も今お話をございましたように鹿野農水大臣から非公式の閣僚会議の場で、この日本の一番重要な農産物についての交渉の考え方を改めて非公式閣僚会議の場で発言をしていただいたわけでございます。

十一月の二十六、七でございますが、その会合ではこれをさらに詳細な形で提案をしたい。食料安全保障に係る部分だけではなくて、日本の農産物に関するすべての要素を盛り込んだ詳細な提案

を出したいということで今調整を進めているわけでございますが、その中で食料安全保障に係る部分については、今お話がございましたように九月の段階で我が国は既に基本的な考え方を明らかにしました。それはガットのいわば規律としてルールとして、あるいは一つの制度として、我々はこの食料安全保障の見地からの基本的な食料の国内生産を維持するために必要な措置を設けたわけでございます。

それがございまして、それの肉づけをする必要がございます。これはガットのいわば規律としてルールとして、あるいは一つの制度として、我が国は既に基本的な考え方を明らかにしました。それはこれからの政府各省間の調整も残されておりますし、やや細かいことになるわけでござりますので、現段階では申し上げにくいわけでございますが、そのエッセンスはもう九月の段階で申し上げたことでございまして、要は日本の米のようないふ基礎的食料については国内生産の水準を維持する。これは米については、何遍も大臣あるいは総理も国会でも御答弁されておりますように、国内自給を基本とするという方針が確立されているわけでござりますから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけではありませんから、そういう内容の提案として肉づけして出すということで今調整を進めておるわけでございます。

○林紀子君 その肉づけのところで、ぜひこれだけはということを確かめておきたいと思うんですけれども、この所要の国内生産水準、それがどういう水準なのかといふところが一番の問題じゃないかと思うわけですね。例えば米の生産は約一千万トンですが、所要の国内生産水準、それがどういう水準なのかといふところを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(塩飽二郎君) 九月の農業交渉グルーブで我が国的基本的な考え方を主張いたしました。それで、昨日も今お話をございましたように鹿野農水大臣から非公式の閣僚会議の場で、この日本の一番重要な農産物についての交渉の考え方を改めて非公式閣僚会議の場で発言をしていただいたわけでございます。

十一月の二十六、七でございますが、その会合ではこれをさらに詳細な形で提案をしたい。食料安全保障に係る部分だけではなくて、日本の農産物に関するすべての要素を盛り込んだ詳細な提案

めるのかどうか、書き込むつもりがあるのかどうか、それをぜひ伺つておきたいと思います。

それと同時に、これは一部の報道でありますけれども、米を麻薬や絶滅寸前の野生動物の輸入規制と同じようにガットの一般的例外、二十条ですか、それで扱うつもりだというような報道もありますけれども、こうしたことにも考えているのかどうかということをお答えいただきたいと思います。

○政府委員(塩飽二郎君) 所要の国内生産水準とか基礎的食料というの、もちろん日本の場合の基礎的食料には米は当然入るわけでございますが、これはガットの制度としての要求でございませんので、それぞれの国で基礎的食料は何ぞやといふのはその国の実態から決まってくるわけです。しかし、その国の基礎的食料についての所要の国内生産水準というのはその國のもろもろの条件から決まります。米については、何遍も大臣あるいは総理も国会でも御答弁されておりますように、国内自給を基本とするという方針が確立されているわけでござりますから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけではありませんから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけではありませんから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけではありませんから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけ

ませんが、そのエッセンスはもう九月の段階で申し上げたことでございまして、要は日本の米のようないふ基礎的食料については国内生産の水準を維持する。これは米については、何遍も大臣あるいは総理も国会でも御答弁されておりますように、国内自給を基本とするという方針が確立されているわけでござりますから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけ

ませんが、そのエッセンスはもう九月の段階で申し上げたことでございまして、要は日本の米のようないふ基礎的食料については国内生産の水準を維持する。これは米については、何遍も大臣あるいは総理も国会でも御答弁されておりますように、国内自給を基本とするという方針が確立されているわけでござりますから、その方針をガットの場で実現するような内容の提案でなくちやいかぬわけ

もはそういう既存の特定の条文との関係ということが離れますと、一つの明確なガット上の制度として位置づけられるべきもの我が国の主張として出していくべきだ、ということで考へておるわけでございます。

○林紀子君 今お話を伺つていまして、やはりミニマムアクセスとの関係で一部でもというところで入ってくるんじゃないかなですね。しかも、こ

ういうあいまいな提案に対しても、アメリカは、日本は基礎的食料の自給を考えているらしいが、どうしてもねぐえない話なんですね。しかも、こ

ういうふうに反論しているということとも報道されておりま

すし、昨年十月には、当時のヤイター通商代表は

基礎的食料を自由化の例外とするといった議論は受け入れられないと全面拒否の態度をあらわして

いるのが実態だと思います。

参議院選挙で示された国民の意思は米の自由化は反対だ、これが国民の意思だと思います。部分的輸入も認めないという立場をどうしても貫いていかなければならぬと思います。

ECはウルグアイ・ラウンドの閣僚宣言をつく

る際に、ECの共通農業政策、特に輸出補助金の徹底を宣言に明記するのであればECはウルグアイ・ラウンドには参加しないと主張し、さらに会

議のたびに共通農業政策を堅持することを前提に交渉に臨んでおります。せめてこういうECの態

度を教訓にして、日本の米政策を交渉の対象にはしない、こういうことを明確にすべきだと思いま

すが、これは大臣、どうお考へになつておるかお

答えいただきたいと思います。

○国務大臣(鹿野道彦君) 米の重要性にかんがみ、国内産で自給するというこの考え方を貫いておられますけれども、これは大臣、どうお考へになつておるかお

考へておられる理由から当然できない、例

えば麻薬であるとかあるいは公序良俗に反するよ

うなそないうものは、輸入の禁止なり制限といふ

ものはそういう公的的な理由から当然できないわけ

でございます。それを確認したのがガットの二十条

を予定でありますけれども、私どもといたしましてはこ

の考え方を確保することができるよう全力を尽

す。こういう規模の拡大で生産費の切り下げを図るうといふ問題のほかに、例えは農作業で作業の過程を省略その他の開発して生産コストの低減を図る、こういう努力あるいはそういう研究についてお尋ねをしたいと思うんです。

まず私の、これはごく普通の受けとめ方なんですが、米の消費の拡大のために今は我々国民は少しも米がパンとかその他に比べて高いんではないか、もし米がもう少し安くなければもっと消費の拡大が成るかもしれない、こういう見方も実はあるわけでございますが、米の生産コストの切り下げで、例えはこれは素人判断でございますが、田植えをやめてじかにもみをまく、そのことで苗をつくる育苗といいますか、その過程とさらに移しかえという田植えの過程を一遍に一度できる、こういう直まきと言うそうでございますが、こういうことについてどの程度今我が国では研究が行われているのか、あるいはどこまで来ているのか、この点のお教えをいただきたいと思います。

○政府委員(西尾繁彦君) 米の低コストに関する試験、研究何も直まきに限りませんで、私も省力省資材といふ目的のもとに、國の研究機関それから公立の県の研究機関が共同して試験研究を実施しております。これまでにも、それぞれの地方におきます直まきの中型体系、大型体系、そういうような機械化作業技術体系を考えてまいりまして、労働時間の大大幅減少に尽くしているつもりであります。

また最近では、例えは今先生からお話をありましたよな直まき、特に湛水直まきといいまして、カルバーといふ酸素発生剤でございますが、苗に酸素を補給するそういうような資材を使いました湛水直まき技術の開発でございますとか、さらにはまた、コンピューター利用の病害虫の発生予察技術、これをやりますと余分なときに薬をまかなくてもいい、そういう余分な労力が要らなくなるというような研究、さらにはまた、汎用かつ耐久性のあるいろいろなコン・ペイン、大豆であり

ますとか麦、それから稻を同時に使えるようなそういうコンバインの開発でありますとか、さらにまた、同時複数作業と一緒にできる機械、よくありますのは側条施肥と田植えを一緒にする機械、さらにはまたコンバインで稻を収穫しながら同時に麦をまいていく、そういうような同時作業機械の開発、さらにはまた一番大事なのは、病気になかならないような、さらに虫にかかるようないような稻をつくることでございますので、そういう耐病虫性の品種の開発、そういう研究を進めているところでございます。

今後とも、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、いろいろと新しい先端技術がございますので、そういうものを活用して技術開発とコストダウンの研究に尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 今お話がありました研究開発の努力の中でも湛水土壤中の直まき、これについてお尋ねをしたいと思います。

私は、今米が余るおそれがあるということで減反減反と、きのうの新聞によると三カ年はこれ以降コストに関する試験、研究何も直まきに限りませんで、私も省力省資材といふ目的のもとに、國の研究機関それから公立の県の研究機関が共同して試験研究を実施しております。これまでにも、それぞれの地方におきます直まきの中型体系、大型体系、そういうような機械化作業技術体系を考えてまいりまして、労働時間の大大幅減少に尽くしているつもりであります。

また最近では、例えは今先生からお話をありましたよな直まき、特に湛水直まきといいまして、カルバーといふ酸素発生剤でございますが、苗に酸素を補給するそういうような資材を使いました湛水直まき技術の開発でございますとか、さらにはまた、コンピューター利用の病害虫の発生予察技術、これをやりますと余分なときに薬をまかなくてもいい、そういう余分な労力が要らなくなるというような研究、さらにはまた、汎用かつ耐久性のあるいろいろなコン・ペイン、大豆であり

足しております、あるいは日本が必要といたして

おります米以外の作物をつくっていただくという政策でございまして、現に麦、飼料作物、大豆、野菜、あるいは他用途利用米といったような形がありますのは側条施肥と田植えを一緒にする機械、さらにはまたコンバインで稻を収穫しながら同時に麦をまいていく、そういうような同時作業機械の開発、さらにはまた一番大事なのは、病気になかならないような、さらに虫にかかるようないような稻をつくることでございますので、そういう耐病虫性の品種の開発、そういう研究を進めているところでございます。

今後とも、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、いろいろと新しい先端技術がございますので、そういうものを活用して技術開発とコストダウンの研究に尽くしてまいりたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 今お話がありました研究開発の努力の中でも湛水土壤中の直まき、これについてお尋ねをしたいと思います。

私は、今米が余るおそれがあるということで減反減反と、きのうの新聞によると三カ年はこれ以上減反ではないということになって、結構なことだと思うんですが、今の減反の中では、本来は米がつくれる田んぼを遊ばせて、そして補償をしておる。そういう状況ならば、そういう遊んでいる田んぼを逆に新しい開発といいますか、助成に何とか利用できないのか、これは素朴な疑問でございますが湛水土壤中の直まきの方法がいろいろの点で普及できそうであればむしろそういう積極的な減反政策にのせるることは、お考えはないんでしょうか。

○政府委員(松山光治君) まず、その生産調整との関係でございますが、ちょっと御理解をいただきたいと思っております点は、今の水田農業確立の他の点で心配があるのかなという気もいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べましていささか農家の方には収量の安定性、その他の点で心配があるのかなという気もいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べけれども、何と申しますか、作業規模その他の点で相当大規模になってしまいますれば相手の省力化を必要とするということになりますけれども、現在のところはそれほどの必要性がないといいましょうか、そういう農家の受けとめ方が一つあるのかなというふうな感じもいたしております。

ただ、全体的な面積からいたしますと、今のところまだ三千ヘクタールという程度に実はほとんどまつておるわけでございます。そのゆえんといいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べましていささか農家の方には収量の安定性、その他の点で心配があるのかなという気もいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べけれども、何と申しますか、作業規模その他の点で相当大規模になってしまいますれば相手の省力化を必要とするということになりますけれども、現在のところはそれほどの必要性がないといいましょうか、そういう農家の受けとめ方が一つあるのかなというふうな感じもいたしておるわけでございます。

したがいまして、この技術の進展をこれから頭に置きます上では、一層の技術としての安定性をいかに高めていくかという問題と、規模拡大と申しましようか、生産単位としての拡大の問題とどう考えていくかといったようなことが関係していくのではないかろうか、このように考えておる次第でございます。

○井上哲夫君 実は私は先週、私の出身県は三重県ですが、鈴鹿市の鈴鹿農協主催の農協まつりと

いうのに行つてきました。そうしたら、今御説明のあつた湛水土壤中の直播のカルバーですか、加工された種のみを宣伝しておりましたが、隣でありますのは側条施肥と田植えを一緒にする機械、さらにはまたコンバインで稻を収穫しながら同時に麦をまいていく、そういうような同時作業機械の開発、さらにはまた一番大事なのは、病気になかならないような、さらに虫にかかるようないような稻をつくることでございますので、そういう耐病虫性の品種の開発、そういう研究を進めているところでございます。

今お尋ねの湛水土壤中直播の問題でございまが、これ今技術会議の事務局長の方から御案内ございましたようなやり方で、育苗を省略いたしましたことでかなりの省力化が図られるわけでございまますことでかなりの省力化が図られるわけでございましますし、かつ育苗の期間をうまく活用いたしましたと、労働期間といいましょうか、作期の調整がかなり可能になるわけでございます。幅が広がるわけでござります。そういう意味では相当有望な技術だというふうに思つておりますし、五十五年の実用化以降ある程度全国で取り組まれております。

ただ、全体的な面積からいたしますと、今のところまだ三千ヘクタールという程度に実はほとんどまつておるわけでございます。そのゆえんといいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べましていささか農家の方には収量の安定性、その他の点で心配があるのかなという気もいたしましては、一つにはやはり田植え機を使う場合に比べけれども、何と申しますか、作業規模その他の点で相当大規模になつてしまいますれば相手の省力化を必要とするということになりますけれども、現在のところはそれほどの必要性がないといいましょうか、そういう農家の受けとめ方が一つあるのかなというふうな感じもいたしておるわけでございます。

したがいまして、この技術の進展をこれから頭に置きます上では、一層の技術としての安定性をいかに高めていくかという問題と、規模拡大と申しましようか、生産単位としての拡大の問題とどう考えていくかといったようなことが関係していくのではないかろうか、このように考えておる次第でございます。

○政府委員(松山光治君) 私どももできるだけ地域の条件に即して省力化等を進めまして、新しい技術を活用しながら低コストの稲作農業の確立を図つていく、非常に重要な課題だと考えておりまし、そういう意味では開発された技術を農家段階的に確実に移していくのは普及事業にとって非常に重要な役割であるというふうに認識をいたして

おるわせでござります。

問題は、その場合に何と申しましようか、現実の生産体制との関係でこれをいかに的確に普及に移すかということであろうかと思ひます。いかによい技術でございましても、作業規模などがあるいは生産体制がその技術を見合つたものになつておりません場合には、妙な例えでございますけれども、だぶだぶの洋服を着てしまふことにもなりかねない。そういうことを考えますれば、各地域の条件に即してできるだけ能率的な生産を行ふための体制をどのように考えていくかといふことと合わせながら、それに一番ひつたりフィットいたします技術を導入していく、こういうふうな観点が必要なのではないだろうか、このように考えておる次第でございます。

○井上哲夫君 余りこのことでお尋ねをしていると時間がなくなるので、もう一つこれも素的な考え方なんですが、米の生産の過程で稻刈りをして脱穀をしてもみすりをする。今は稻刈りと脱穀をしてしまうと、どうしてもコンバインというんですか、そういうものが使えて、手作業でやるよりもはるかに早くできるようになった。しかし、もみすりはまた別

○政府委員(松山光治君) ちょっと今手元にその数字を持っておらぬわけであります、私どもの普及事業等の推進に当たりましては、こういった新しい技術を現場におろしていく際には、まず農家の人に見ていただくということが非常に重要なことでございますので、一般的なやり方としては、実証展示開催というようなものをそれぞれの地区にて設けまして現場で見ていただきながらこれを進めしていく。こういうふうな形でどういう効果があるかというようなことを肌に感じていただいた上で、納得の上で採用していただく、こういう手注をとつておるところでございます。

○井上哲夫君 余りこのことでお尋ねをしていると時間がなくなるので、もう一つこれも素的な考え方なんですが、米の生産の過程で稻刈りをして脱穀をしてもみすりをする。今は稻刈りと脱穀をしてしまうと、どうしてもコンバインというんですか、そういうものが使えて、手作業でやるよりもはるかに早くできるようになった。しかし、もみすりはまた別

○政府委員(西尾敏彦君) 田んぼの中で同時にもの装置でやる。これを一遍に田んぼの中でできてしまおうといふやれるような、そういう研究開発の点についてはいかがでしよう。

○井上哲夫君 その点について、先ほど、私農協まつりに行きましたら、国立の大学の先生がそういう開発した機械をその場に置いて実験をしておりまして、できるんだと。従来は水分が多いところで脱穀まではいいけれども、もみすりをする場で脱穀まではいいけれども、もみすりをするとお米が割れるとかいろいろな問題点があつた。あるいはうまくもみ殻が取れない。しかし今は、私もよくわからないんですが、インペラ一方式とかいうもみすりの構造でかなりの本分があるお米でもできるんだと、わざわざ大学の先生が作業服を着て一般の農民に訴えておった、こういうふうなところを見てきたわけでござります。その点について今後どんどんと研究開発の努力をしていかなきや生産コストの低減にはならないと思うんですが、いかがでしようか。

○政府委員(西尾敏彦君) 大変失礼をいたしました。コンバインにインペラ一型のもみすり機を接続しますとその場でいきなりもみすりができる、そういう機械の開発は既に進んでおります。先ほどの発言を訂正いたしたいと思います。

それから、そうしてできましたもみを早く乾燥いたしまして、それから一気に貯蔵する。しかも既に精米にして貯蔵した方がいいんではないかというような、そういう研究成果も出ております。先ほどの意味の研究開発も私ども進めてまいりたいというふうに思っております。

○井上哲夫君 これは半分はお願いもあるわけですが、生産費のコストを下げるところに今言った田

植えのところを省略できないかとか、あるいは刈り取りから逆に精米までできれば一番いいわけですが、省略できないか。こういうところで、もしかなりの省力化ができる、私が見る限り三〇%ぐらいの生産費が低くなるんではないかというふうに思われるわけです。

こういう点で一番障害になるのは、一つには技術の改良でございますが、もう一つは従前の今までずっとやってきたことをそのままやればいいんだというそういうところから、清水の舞台から飛びおりるといいますか、そういうためには何らかの国の大きな意味で言えば助成というか支援というか、そういうものがないとなかなかできないんじゃないではないかと思うんです。これはさきの農地の貸し借りの促進とか、あるいは農作業の受託の集団化による促進とかいうこともやはり意識の面の制約もあったと思うんですが、その点も含めて、特に大臣に最後にお答えをお願いしたいと思うんです。

○國務大臣(鹿野道彦君) やはり今日も自主的にこれからも稲作農業のあり方というふうなことで、それぞれの地域において積極的に取り組んでおる農業者はおられるわけであります。今、先生おっしゃられたとおりに、からの生産性向上を図つていくといふ中においてそういうふうないろいろなあらゆる手段を講じていくべきであるということに対しましては、まさしく技術導入にも積極的な意欲的な農業者をどう育成していくかというふうな問題が非常に大事なことだと思うんですね。

自主的に取り組んでいくというふうなことではければなかなか、新しいものに挑んでいかれるわけがありますから、それだけに私どもはやはり研修というふうなことにも相当力を入れていかなければなりません。单なる国内だけではなくて、国際化の時代を迎えて先進国はどうなつておるのか、途上国はどうなつておるのかというふうな問題についても勉強してもらおう、そういうふうなところだもこれから力を入れていかなきやなりませんし、

午後二時三十分開會

委員長(何川幸男君) たゞしまから農林水産委員会を再開いたします。

を議題とし質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

の質問事項というのは、もうさきの議員が相当消化されております。したがって、できるだけ重複化を避けたい。私の質問はむしろ落ち穂拾いみたいになっちゃうと思うんですけども、しかし基本的な問題につき、こなすよりこなして、よろしく

的問題についてはやむを得ないとしていたが、それが何を
ならないと思いますので、そういう立場から質問
申し上げたいと思います。そしてまた、私は農水
委員会初めてでございまして、農業関係は全く素
人でござりますので、専門用語等で異なるような
ことを言うかもわかりませんが、その点ひとつ御
了承願いたいと思います。

ます、長期ビジョンの問題についてお尋ねした
いわけでありますが、農省ではそれを作成され
て現在検討中であるこういうことを承つておる
わけであります。当然すべての事業といいます

また、技術開発等の問題につきましても正確なる情報というふうなものが、そういう稻作農家の方々に行き渡るようにもしていかなければならぬ、そういうきめの細かい配慮を持ってやっていくことも大事なことではないか、このように考えておるところでございます。

か、産業が一つの中長期展望というものを持つて、事業計画に基づいた事業活動が行われていく。農業の場合でも、過去ずっとそういうことが行われてきたと思います。そういう中で多くの問題を抱えながら、そういう経験の上に今度のビジョンというものがつくられたと思うのであります。

過去の実績というのは減反に次ぐ減反というところで、ほとんどの作物が生産調整あるいは計画生産下にあるという現実から、農政に対する農家の不信というものが非常に強い。それは、その場限りのといいますと失礼ですが、その場しのぎの猫の目のような態度が変わったところにも大きな原因があるんではないかと思うんです。そういう意味では、長期計画というのは非常に大事でありますし、二〇〇〇年に向かっての自給率をどうするのか、そのための具体的な手立てはどうか、あるいはそういうものも遂行する上においてどのように大いに大きな原点があるのかということをやはり明らかにしていかなければなりません。

政府として二〇〇〇年に向けての長期ビジョンを作成するということになりますが、私が考えますには、策定するに当たっては何といっても日本農業の再活性化ということ、これが一つの大きな柱だと思います。それともう一つは、今まで余り出ておりませんけれども、これだけの問題があります上に、国民の合意をもう少し得るということについてのポイントも必要ではなかろうか。今までのお話を聞いておりましても、いわゆる米離れ、あるいはまた自由化に対しましても農家を中心とする反対の意見やら、あるいはまた逆に言いうなら、一般的な人ではやはり外圧に、少し風を当てるやつてもいいんではないかという自由化論者もあるわけであります。そういう中で、日本としてのやはり農業の国民合意というものを得ていかないといけないんではないかと思います。

そういう問題について、こういう前提条件についてどのようにお考えになつておるのかお尋ね

したいと思います。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 今、農政審議会の中に小委員会を設けて、そこで御検討願つておるわけでござります。

私たちも長期見通しの視点いたしましては、最近の経済成長でありますとか食生活の動向等、一定の条件のもとで各品目ごとに需要を見通すとともに、生産の見通しを明らかにしていきたいとうことでござります。

私たちも、生産の見通しを明らかにしていきたいともに、生産の見通しを明らかにしていきたいとうことでござります。

生産の見通しにつきましては、単なる生産予測とは異なって、今後の技術革新等を織り込んで、作目ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上を意欲的に示したいといふふうに考えて論議をお願いしているわけでござります。

小委員会のメンバーにつきましては、学識経験者の方はもちろんでござりますけれども、それ以外に各層の、例えば食品業界あるいは生産者団体、生産者の代表あるいは消費者の代表の方々、また女性の委員の方々、いろいろ各界各層から委員に御就任いただきまして論議をしていただいておられるわけでございまして、そういう点でいろんな方面の意見を入れたものになるということを期待しております。

○橋本孝一郎君 いただいておりませんから、新聞で見る限りでござりますけれども、この長期見通しというのを拝見いたしますと、まあ物によつては異なるかもわかりませんが、現状もしくは減少が見込まれるような感じがするわけですが、これは大臣にお尋ねしたいんですけども、将来農業規模を縮小する政策につながるのではないかと

いうような気がしますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(鹿野道彦君) 我が国の穀物自給率は、先生御案内とのおりに、昭和四十年の六二%から六十二年の三〇%に低下をいたしておるわけ

であります、この間、国内の農業生産額は三倍を上回る拡大を示しておるわけであります。

私はかりませんけれども、いわゆる保有米はもつと多くなっていくのか少なくなるのか、需要の拡大との関係をどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 今、先生御指摘のよう

特に畜産の生産額といふものは四十年の六千六百億円から六十二年の二兆八千六百億円と四・三倍の大幅な発展を遂げておるわけであります。国土资源の限られた中で、我が国におきましては安い価格の輸入飼料穀物を利用することによりまして畜産業が大きく発展いたしまして、国民に対し

もに、生産の見通しを明らかにしていきたいといふことなどでござります。

生産の見通しにつきましては、単なる生産予測とは異なって、今後の技術革新等を織り込んで、作目ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上を意欲的に示したいといふふうに考えて論議をお願いしているわけでござります。

小委員会のメンバーについては、学識経験者の方はもちろんでござりますけれども、それ以外に各層の、例えば食品業界あるいは生産者団体、生産者の代表あるいは消費者の代表の方々、また女性の委員の方々、いろいろ各界各層から委員に御就任いただきまして論議をしていただいておられるわけでございまして、そういう点でいろんな方面の意見を入れたものになるということを期待しております。

○橋本孝一郎君 次に減反問題について、もう既に出ておりますけれども、これもちょっと聞いておきたいんです。

水田の減反面積については、もう生産者の間では限界に近いという悲鳴の声が出ておるわけであります。そこで、また今度八十三万ヘクタールと

いうことで一応三年間いくわけでありますけれども、こういう減反を進めざるを得なかつたというのは、やはり需給バランス、消費量が年々減少しているところに一番大きな原因があつたと思うんです。

政府は、今までのお話で、学校給食とかあるいは新規需要開拓、こういった手法でもつて消費の拡大に取り組んでいきたいというお答えがあるわけですから、八十三万ヘクタールを当分据え置いていった場合の、これは作付け状況によって

先はわかりませんけれども、いわゆる保有米はもつと多くなっていくのか少なくなるのか、需要の拡大との関係をどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 今、先生御指摘のよう

特に畜産の生産額といふものは四十年の六千六百億円から六十二年の二兆八千六百億円と四・三倍の大幅な発展を遂げておるわけであります。国土资源の限られた中で、我が国におきましては安い価格の輸入飼料穀物を利用することによりまして畜産業が大きく発展いたしまして、国民に対し

もに、生産の見通しを明らかにしていきたいといふことなどでござります。

生産の見通しにつきましては、単なる生産予測とは異なって、今後の技術革新等を織り込んで、作目ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上を意欲的に示したいといふふうに考えて論議をお願いしているわけでござります。

小委員会のメンバーについては、学識経験者の方はもちろんでござりますけれども、それ以外に各層の、例えば食品業界あるいは生産者団体、生産者の代表あるいは消費者の代表の方々、また女性の委員の方々、いろいろ各界各層から委員に御就任いただきまして論議をしていただいておられるわけでございまして、そういう点でいろんな方面の意見を入れたものになるということを期待しております。

○橋本孝一郎君 次に減反問題について、もう既に出ておりますけれども、これもちょっと聞いておきたいんです。

水田の減反面積については、もう生産者の間では限界に近いという悲鳴の声が出ておるわけであります。そこで、また今度八十三万ヘクタールと

いうことで一応三年間いくわけでありますけれども、こういう減反を進めざるを得なかつたというのは、やはり需給バランス、消費量が年々減少しているところに一番大きな原因があつたと思うんです。

政府は、今までのお話で、学校給食とかあるいは新規需要開拓、こういった手法でもつて消費の拡大に取り組んでいきたいというお答えがあるわけですから、八十三万ヘクタールを当分据え置いていった場合の、これは作付け状況によって

先はわかりませんけれども、いわゆる保有米はもつと多くなっていくのか少なくなるのか、需要の拡大との関係をどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 今、先生御指摘のよう

特に畜産の生産額といふものは四十年の六千六百億円から六十二年の二兆八千六百億円と四・三倍の大幅な発展を遂げておるわけであります。国土资源の限られた中で、我が国におきましては安い価格の輸入飼料穀物を利用することによりまして畜産業が大きく発展いたしまして、国民に対し

もに、生産の見通しを明らかにしていきたいといふことなどでござります。

生産の見通しにつきましては、単なる生産予測とは異なって、今後の技術革新等を織り込んで、作目ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上を意欲的に示したいといふふうに考えて論議をお願いしているわけでござります。

小委員会のメンバーについては、学識経験者の方はもちろんでござりますけれども、それ以外に各層の、例えば食品業界あるいは生産者団体、生産者の代表あるいは消費者の代表の方々、また女性の委員の方々、いろいろ各界各層から委員に御就任いただきまして論議をしていただいておられるわけでございまして、そういう点でいろんな方面の意見を入れたものになるということを期待しております。

○橋本孝一郎君 次に減反問題について、もう既に出ておりますけれども、これもちょっと聞いておきたいんです。

水田の減反面積については、もう生産者の間では限界に近いという悲鳴の声が出ておるわけであります。そこで、また今度八十三万ヘクタールと

いうことで一応三年間いくわけでありますけれども、こういう減反を進めざるを得なかつたというのは、やはり需給バランス、消費量が年々減少しているところに一番大きな原因があつたと思うんです。

政府は、今までのお話で、学校給食とかあるいは新規需要開拓、こういった手法でもつて消費の拡大に取り組んでいきたいというお答えがあるわけですから、八十三万ヘクタールを当分据え置いていった場合の、これは作付け状況によって

先はわかりませんけれども、いわゆる保有米はもつと多くなっていくのか少なくなるのか、需要の拡大との関係をどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 今、先生御指摘のよう

特に畜産の生産額といふものは四十年の六千六百億円から六十二年の二兆八千六百億円と四・三倍の大幅な発展を遂げておるわけであります。国土资源の限られた中で、我が国におきましては安い価格の輸入飼料穀物を利用することによりまして畜産業が大きく発展いたしまして、国民に対し

もに、生産の見通しを明らかにしていきたいといふことなどでござります。

生産の見通しにつきましては、単なる生産予測とは異なって、今後の技術革新等を織り込んで、作目ごとに品質の改善でありますとか生産性の向上を意欲的に示したいといふふうに考えて論議をお願いしているわけでござります。

小委員会のメンバーについては、学識経験者の方はもちろんでござりますけれども、それ以外に各層の、例えば食品業界あるいは生産者団体、生産者の代表あるいは消費者の代表の方々、また女性の委員の方々、いろいろ各界各層から委員に御就任いただきまして論議をしていただいておられるわけでございまして、そういう点でいろんな方面の意見を入れたものになるということを期待しております。

○橋本孝一郎君 次に減反問題について、もう既に出ておりますけれども、これもちょっと聞いておきたいんです。

水田の減反面積については、もう生産者の間では限界に近いという悲鳴の声が出ておるわけであります。そこで、また今度八十三万ヘクタールと

いうことで一応三年間いくわけでありますけれども、こういう減反を進めざるを得なかつたというのは、やはり需給バランス、消費量が年々減少しているところに一番大きな原因があつたと思うんです。

政府は、今までのお話で、学校給食とかあるいは新規需要開拓、こういった手法でもつて消費の拡大に取り組んでいきたいというお答えがあるわけですから、八十三万ヘクタールを当分据え置いていった場合の、これは作付け状況によって

先はわかりませんけれども、いわゆる保有米はもつと多くなっていくのか少なくなるのか、需要の拡大との関係をどういうふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○政府委員(浜口義廣君) 今、先生御指摘のよう

中心にやつてまつておりますが、農林水産省といたしましても供給する米の値引き等についての最大限の努力、予算上の二百億を上回るような努力を重ねているわけでござりますし、さらには自主流通米導入によります——自主流通米といいますか、地域の良質のお米を食べることについても本年から対応しているわけでございまして、米の需要拡大ということは大臣を先頭に最大の努力を傾けていかなければいけないというふうに考えております。

○橋本孝一郎君 ちよと私聞き違つたと思うんですが、この三年の据え置きでいわゆる現在の保有米がもつとふえてくるのかどうかということです。普通の作付状況でいった場合に。それはふえていく、片つ方は毎年十五万トンずつ減退していく、これ往復になるのですから、その辺をちょっとお聞きしておるんです。これは後の対策にそれが出てくるんですから。

○政府委員(浜口義廣君) 先ほど第一の答えといふことでお答え申し上げたとおりでございまして、基本的には大体需給の方で、政府の在庫といったような意味では現行の水準である、こういふことを申し上げたわけです。

具体的な数字を申し上げますと、これどういうふうに見込むかというところでございますが、ことしの私どもが持つてあるデータで六十二年の食料需給表によりますと、十五万トン年間減つております。それは先生の御指摘のとおりです。その前の数字でございますが、六十一年の減り方の数量は五万トンなんですね。そういううちに毎年によりまして数字の減り方がいろいろなんでござります。最近におきまして、昭和五十年代の後半におきましてはかなり一人当たりの消費量の減退、一的な状態がありまして、私どもやはりこれは日本型食生活といったようなものにおきまして米のよさが見直されて下がとまつたんじゃないかという期待を持ったわけでございます。その時点におきました場合の全体の食料需給表の数字は、先ほど六

十一年を例にとりましたけれども、五万トンだつたわけです。そういうふうに年によつていろいろでござりますが、六十二年は十五万トン減つたということでございまして、この数年間の平均をとりました場合に大体十万トン前後かなというふうに思つていいわけです。

私どものいわゆる統計の数字といったようなものが先ほど申しましたように一千萬トン台というふうに考えますと、農家の保有米の三百五十五万トン以内というのが御質問の数字だろうというふうに考えられるところでございます。

そういったようなことから考えますと、農家の保有米、三百五十五万トンといつておりますけれども、そのうちの縁故米と呼ばれるもののうち、縁故米が大体百二十万トンぐらいじゃないかと私も見ているわけでございますが、無償譲渡の六十万トンを見ますと、あとが有償譲渡のものであるかなというふうなことでございまして、もちろん先ほど冒頭俗的な言葉で申し上げましたけれども、この実態はトータルの幾ら幾らだというような統計は一切ございません。俗にいろいろな人が言っておりますけれども、少なくとも生産の部面からそういう米になる可能性のある数字は、以上申し上げた六十万トン前後というようなことではないか。もちろん、それがそのまま俗に言われるやみ米の数字だということを言つてゐるわけじゃございませんけれども、大体そういうものであるかなというふうに思つておる次第であります。

○橋本孝一郎君 非常にわかつたようなわからないうような、やみからやみで言いにくいかと思うんですけれども、いわゆる計画生産している唯一の米が、しかも農業人口、食べる量、全部計算していけば逆算で出てくるわけですね。これは素人考えかもしれませんけれども。しかし、これがふえていくということはやはり食管の問題とも関係するし、それから、これからいわゆる試みとして考えられております市場取引の関係との連動も出てまいりまして、これは非常にややこしい問題のよう気がするわけです。ふえないことを願うわけですけれども、やはり消費者の方の嗜好とそれから生産者はできるだけ高く売りたいという、これはもう当然商取引としてはマッチするわけですからね。しかも、それが昔のように厳しく取り締まらないとするならば、必ずそこに生きる道が出

てくると思います。この問題また後にします。もう時間ございませんので、最後にどなたも質問されないような問題を一つだけ申し上げます。年金問題です。

農業者年金制度の現状を見た場合に、年金資産の六十年度以降の単年度収支は赤字で推移しております。このままの状態が続ければ、あと六、七年後には年金資産が枯渉する。もうマン・ツー・マンぐらいの負担になつてくるというようなことを聞いておりますが、私はこの農業者年金制度を取り巻くこのような厳しい環境は理解できるわけですけれども、日本農業が置かれた現状を見た場合、年金はなおこれから日本の農業を守つていく上においても、後継者問題等を含め、農業に従事する人をやはり確保する意味からでも年金というのは非常に大事であろうと思います。したがいまして、この際、一定の被用者年金期間の通算措置、特定保険料の適用拡大の整備など、いわゆる新規加入者を増加させる方策をとる必要があると考へますが、今後どう対処していく方針なのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) 農業者年金基金は、農家の老後生活の安定それから農業構造の改善の推進に非常に重要な制度であるといふに認識いたしております。

先生御指摘のように、近年農業者の兼業化とか高齢化の進行によりまして加入者が減少するとか、それからまた受給権者が増加するというようなことで、今後年金財政の長期安定を図ることが緊要となつてゐる次第でございます。こうした状況に対応するために、現在本制度の今後のあり方につきまして各方面の意見を聞きながら検討を続けておりまして、次期通常国会に改正法案を提出する予定で現在検討を進めておる次第でございます。

先生御指摘のような、被用者年金期間の通算措置とか特定保険料の適用拡大、こういう問題につきましても次期制度改正において検討してまいりたいというふうに考えております。

それは、結論を先に申し上げますと、沖縄の農林水産開発振興についてどのようなお考えを持つおられます。このままの状態が続ければ、あらがその背景としてぜひ次のことを申し上げて、その御理解の上に立つて答弁をして、また実践していただきたい。

そういう願いを込めて、まず第一点は、戦後十四年、復帰十八年目、ところが戦後処理もまだ十分なされていない、これが第一点。そこで、沖縄振興開発特別措置法の第二次振も二年後に迫つておるわけなんですね。第三点は、我が国における唯一の亞熱帯気候風土の沖縄であり、離島、多島県、海洋県であるということ。四つに、したがいまして、國が金と技術を施すならば、年間常時食料生産の基地として位置づけることができるんだと私はいつも自負しております。第六点は、このような宝の島に米軍基地が実に在日米軍基地の七五%を占めさせて、県民の生命、財産、人権の脅威が、日々毎日攻め立てられておる、脅威に立たれておるという、このことを十分理解していただいて、大臣としてどういう抱負をお持ちか、どうお考えか、まずそのことをお聞きしたい。

○国務大臣(鹿野道彦君) 沖縄県につきましては、今先生申されたとおりに、我が国でただ一つの亞熱帯性気候地帯に位置づけられておるわけであります。その特性といふものを十分に生かした農業の発展が期待されるんではないか、こういふふうに考えるわけであります。

そのような考え方方に立ちまして、農林水産省といたしましても、第二次沖縄振興開発計画、昭和五十七年から平成三年度までございますが、に基づいて農用地並びに農業用水の確保、土地

基盤の一層の整備というふうなものに努めるともに、主要作物でありますサトウキビなどの生産性の向上を図つていく、豊かな太陽エネルギーといふふうなものを有効に活用した野菜なりあるいは花卉類の生産の拡大を図つていく、あるいは銅料基盤の整備等による畜産の振興、そういうふうないろいろな施策による農業生産の振興を図りながら、生産性の高い農業の確立を図ることを基本といたしましていろいろな施策を推進してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○喜屋武真榮君 私は農水大臣への質問初めてでござりますので、時間の関係もござりますので、ございますので、そしてどのようないふうな問題としてぜひ次のことを申し上げて、その御理解の上に立つて答弁をして、また実践していただきたい。

そこで、私が思いますことは、五年後間違いなく円滑に品質取引への移行をするためには、サトウキビの生産性を高めるために基礎条件である生産基盤の整備が不可欠であり、しかも緊急を要する課題であると私は思うわけなんです。国の施策があつて初めてこれも可能であるわけなんですが、このことについてお伺いしたいことは、五年間にサトウキビの生産基盤の整備をどの程度まで達成しようとしておられるのか、そしてどのよう進めていこうとしておられるのだろうか、その具体的な計画を示してもらいたい。

○政府委員(片桐久雄君) 沖縄における農業基盤の整備状況は本土に比べておくれておりますので、採択基準とか補助率、それから予算配分、これにつきまして特別の優遇措置を講じてきておりまして、特に基幹作物であるサトウキビその他の畑作振興を主たる目的といたしまして、農業用水源の確保とかんがい排水施設、農道、圃場の整備等に関する各種の事業を実施しているわけでござります。

平成元年度の基盤整備費は、全国、前年対比で

一〇二・〇%でありましたんですが、沖縄県につきましては一〇七・五%，金額にいたしまして三百十五億六千二百萬円と重点的な予算の確保を図つておるわけでございます。また、国営かんがい排水事業の沖縄本島南部地区の地下ダムの新規全

体実施設計の採択、また緊急畠地帯総合整備事業の創設など、近年の沖縄の農業情勢の変化に対応した農業振興施策を講じているところでござります。

お尋ねの農地の整備率の目標でござりますけれども、第三次土地改良長期計画では、最終年度におきまして七〇%の整備率、また第二次沖縄振興開発計画におきましては、平成三年度におきまして例えは圃場整備とか農道整備七〇%、こういう整備目標を掲げておりますけれども、このような計画に定められました整備目標を踏まえまして、今後とも沖縄県におきます農業基盤整備事業を積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武真榮君 分析して、これから續につこうとしておる計画、計画を進められておるもの、そして終わらうとしておるもの、こういろいろあるわけですが、六十三年までに約三千億投入されると私は理解しております。ところで、六十一年までに圃場整備率を申し上げますと二九・五%なんですね。全国平均は四三・一%になつておられますね。この事実はこれはもう何よりの眞実、隠すわけにはいかぬです。

私が申し上げたいことは、全国水準からの立ち

おくれを早急に解消していくためには現在の優遇措置では不十分であるということなんですね。沖縄の特殊条件に配慮した優遇措置を講じていくべきであると考えるが、大臣いかがでしょう、その見解は。

○國務大臣(鹿野道彦君) 先ほど申し上げましたとおりに、私どもいたしましては、沖縄振興開発計画に基づきましてこれからも着実に基盤整備が進められるよう全力を挙げて取り組んでいきたく思つております。

○喜屋武真榮君 私が率直に申し上げたいことは、お心がけと申しますか、お言葉と申しますか、それはいつの場合でも同情、申しわけないと申します。私は、事実は何よりの眞実だといふいます。しかし、それが戦争の犠牲、國の犠牲もつと率直に言わせもらえば差別、そういうところにまでしみ込んでおるということを十分知つていただきたい。このことを強く申し上げて次に移ります。

次に、特に沖縄の畜産の面で、これも歴代の大臣も、また関係者も非常に沖縄は畜産も有望である、いろいろな条件があるわけですが、そしてマイナス要因もないわけではありませんが、その中で特に肉用牛の飼養推進、このことを政府も強調しておられますし、まだ私たちもそう思つております。

あります。かつて神戸牛の温床は沖縄牛であったことにも御承知かと思うんですが、それほど畜産は、特に肉用牛ですね。

目標は八万頭に増頭すると言つておられますね。それでは、現実はいわゆる外国の輸入、いろいろ条件がありまして、非常に圧力を受けておる。それを政府は、三万九千そこそこに落ち込みつつあるものを八万頭に増頭計画をしておられるんですね。そこで、政府として沖縄の畜産、特に肉用牛の振興対策についてどのように推進していくこうと思っておられるのか。

○政府委員(岩崎充利君) 先生御指摘がございましたように、沖縄県におきます肉用牛生産は、温暖な気候に加えまして粗飼料の生産性が高いといふことから低コスト生産が可能な自然的条件に恵まれており、今後における肉用牛の生産振興が期待されるところでございます。

沖縄県におきましては、本年一月に新たに酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づきまして酪農・肉用牛生産近代化計画というものを作成しております。これに基づきまして肉用牛生産の振興を図つておるということでございます。一応目標を平成七年度ということで、本年一月に立てた計画に基づきまして振興を図りたいと、うことで、新たに計画を立てたところでございます。

国としても、従来から自給飼料生産基盤の整備あるいは畜産基地の整備というふうな形の中で、生産団地の育成を進めるほかに肉用牛の改良、繁殖の推進なり、生産から肥育までの地域一貫生産体制の整備、また沖縄県におきましては特に重要な家畜衛生対策など、いろんな各種施策を講じているところでございまして、今後ともこれら事業を活用して、県計画に沿つた形での肉用牛生産の展開が図られますよう内用牛振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

そこで、政府とされてもバイナップル自由化対策の資料をいただいておりますが、この資料によつて着々裏打ちされておると信じますが、この資料のとおりに政策遂行された暁にはこれでバイナップル生産、これは沖縄県農業のまさに基幹的作物の一つでございます。また、その多くが加工用に回されておるということからいたしますと、缶詰等の加工産業も含めまして、地域経済にとっては大変重要な役割を果たしておる、こういう基本的な認識に立つておるわけでございます。

○政府委員(松山光治君) 沖縄県におきますバイナップル生産、これは沖縄県農業のまさに基幹的作物の一つでございます。また、その多くが加工用に回されておるということからいたしますと、缶詰等の加工産業も含めまして、地域経済にとっては大変重要な役割を果たしておるわけでございます。

私は、どういたしましては、今回のバイナップル調製品の自由化問題に対しましてはそういう基本的な認識のもとに、沖縄におきますバイナップル産業の健全な発展ということを頭に置きまして万能の対策を講じてまいり、こういう考え方のもとに、全体としては七十億の対策費、これを頭に置きながら六十三年度補正で約四十一億、平成元年度で約五億を既に措置しておるところでございます。

私たちの今描いております構図と申しますと、現在の沖縄のバイナップルの生産の主たる用途は、三万七千トンのうち三万トンぐらいが缶詰に当たられておるわけでございます。今度その調製品が自由化されるということでございます。今までまさにそこへの影響をどのように考えていくかということになるわけでございますが、自由化時期の来年の四月から閑税割り当て制度、つまりの導入いたしまして、無税で輸入する、一次税率で輸入した一定量については一種の沖縄の国内産と抱き合せの制度をとるわけでございます。

それ以外の分についてはかなり高い三〇%という高率閑税を予定しておるわけでありますが、そういう形でもつて、言ってみれば缶詰用の用途を確保していくというのが一つでございます。その

とつお願いする、それまでの間を八年間、価格安定対策でつなぐということで、体質強化のためのもうもうの生産対策予算を準備いたしております。

同時に、任語だけに依存するんではなくして、しろ生食用のペイナップルをふやしていくといふ、こういう考え方をとつております。そのための生産対策予算もまた準備しております。わざわざさいますが、そういうことを通じまして、言ってみれば、一定の伍詠用の生産を維持しつつ生食用の生産を維持することによって現在の沖縄の生産量を維持したい、こういう考え方のものに対策を進めたい、ときたいと考えておる次第でございます。

○喜屋武真榮君 それでは、最後に大臣に御所見を承る前に、私このことを申し上げてみたいと思ふんです。

チしてその国の国民の生活の中から生み出した食
物というのがどこの国もありますね。これが私
は基幹作目と思うんです。ならば、その基幹作目
というのは、政策あるいは何かの理由によつて簡
単に消すわけにはまらないと私は思います。これ
は長い人類の歴史の中から、人間が住まつておる
国土の、土地、風土の中から生まれ出た食物を食
べて今日に至つておるわけですから、その伝統ある
食物、これが基幹作目だと私は言つております
す。ならば、申し上げるまでもなく日本の基幹作
目は米、その他もありますけれども、沖縄にとつ
てはサトウキビとパイン。同時にこれは、サトウ
キビは鹿児島の一部もありますけれども、パイン
ップルは沖縄以外につくれない、日本では。

そうしますと、このような他に簡単にかえること
とのできない作目は、しかも日本国民にとって必
要なこれは生産作物である。ならば、これは国の
責任において保護育成すべきである、守るべきで
ある。だのに、サトウキビにしてもパインにして
も毎年お百度踏んで陳情參りをしておる事態が私
は逆じやないかと、こう思えてならないんです。
ですから、本当の基幹作目は国の責任において

したがいまして、沖縄の農業の多様化は、気候風土から非常に多様化しつつあります。土壤の改良の問題、品種の改良、いろいろ非常に幅広くなっています。どんなに多様化してもサトウキビとペイナップルは沖縄から消すわけにはまいらぬと、私はそう信じております。そういう前提に立つてこのサトウキビとペインを守り抜かなければいけないというわけでございます。

いずれにしても、もう水は命の水である。生活の水はもちろんですが、農業にしても工業にしてもすべて水ですが、特に沖縄にとって今水の問題が、水を治めるものは国を治めるとも言われておるとおり、水の問題が今現在もピッチに来て、節水、時間給水、こういう直前にまで今来ておると、基幹作目は国の義務と責任において守り抜いていただきたいということを率直に申し上げまして、大臣のコメントを求めて終わります。

○國務大臣(鹿野道彦君) それぞれの地域の特産であるいわゆる基幹作物を振興させていくということは大事なことだと思っております。

そのようなことから、第二次沖縄振興開発計画に基づきましてこれからもサトウキビ等の生産性の向上、そういうふうな問題につきましてもしっかりと条件整備を整えていかなきゃならない。また、農業用水の水の問題につきましても、その確保につきましてもこれからその整備に努力もしていかなきゃならない。また、ペインの問題につきましては、基幹作物の重要性、このようなことから、御承知のとおりに昭和六十三年度の補正予算

につきましても約四十一億円、平成元年度の予算におきましても五億円、こういうふうな措置をいたしたところでございまして、これらのいろいろな施策を第一次沖縄振興開発計画に基づきましてこれからも努めてまいりたい、振興を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

けれども、私もまだなれませんのでいろんなことがあります。あると思いますが、よろしくお願ひいたします。

いてひとつお伺いをいたしたいと思いますが、昨日からの大臣の御答弁をお聞きしますと、魅力のある農業とか足腰の強い農業をつくる、あるいは二十一世紀に向けての農政の基本方針、こういうのを見ましてもまたことにこもつともなことでござります。

のを見てみますと、何か建前だけで動いている感じが一歩前に進んでしまっている感じで、本音がなかなか言えない雰囲気だとういうことを感ずるわけでございます。それで、建前と本音の間のギャップが大き過ぎるんじゃない

かということがあります。例えば農政の方針の一
つに、米の生産では規模の拡大とかコストを低く
する、こういうことが言われておりますが、實際
に規模拡大ができるのかといいますと、受託田な
どでございまして、こつこつとへんしょする、こ

てもペーフニクトにいるような、大きさとコストがストレートにいくわけではない。集めれば集めるほど今度は田が遠くなったりあるいは小さ

さな田を集めなきやいけない。そうすれば機械の稼働率は減ります。そういうふうなことがありますから、適正な大きさもあるでしょう。

一体幾らまで下げるといふかと、あるおじさんをしてしまはずが、フレットその他には一つも出でこないんでござります。雑誌なんかで見ますと、食管をやめちゃえば半分になるとか、あるいは大手の農業者の中に

○政府委員(松山光治君) 日本農業のあり方、特に主体をなします稻作農業ということですまず申上げたいと思いますが、やはり地域の立地条件を生かしながらできるだけ効率的な農業が行われるという方向を目指して各地域で御努力をいただきたいというふうに思つております。

一体どういうことを目標にしたらいいのかという御質問でござりますが、今私どもいたしましては、そういう意味での全国各地のいわば努力の目標になり、かつまた私ども構造政策なり価格政策なりを進めていく上で一つのガイドラインになり得るものとして、米とそれから麦と大豆といふ土地利用型の農業の中心になる作物につきまして、現在の技術水準をフルに使って一定の生産単位を形成しながらしっかりと頑張ればどれぐらいのことが可能かという、そういういわばめどを示すような生産性向上指針と呼んでおりますが、そういうものを外部の人の御参考も得ながら検討中でございます。

私どもできるだけ早くこれを示すとともに、やはり地域の条件によってそれぞれのありようも違つてしまふらうかと思いますので、国が示します一定の幅でもって示したいと思っておりますが、そういうものを一つ基準にしながら、各県でもそれを御検討いただく。こういう形で総体としての日本の稻作農業あるいは土地利用型農業の生産性向上の問題を取り組んでいきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○横溝克己君 そこで、いろんなことが考えられるんですが、とにかく土地利用型ではアメリカあるいは労賃の方から見ますとタイ国などではもう十分の一の労賃ですからとても日本ではかなわない。いろいろ大規模にやっているところでも労務比率が三〇から四〇%、これが二次産業のメー

カーだったらもうぶれてしまつておるというよ

農産物についての情報を集めそれをお互いに交流する、これもコンピューターを通じまして情報を送り返すというような事業もやつておりますが、この点についてはこれからも充実強化をしていく必要があるというふうに思います。

○横溝克己君 あと二つほど質問をいたしたいわけでございます。

農村を歩いてみますと大変高齢化が進んでいます。これがすさまじいような状況でございます。また、後継者がほとんどいないということでございます。それから、人手が足らない、こういうようなことがあるんですね。大臣の揚げ足をとるわけじゃないまんけれども、足腰の強いというよりは最近腰痛が起つて非常に困るとか、あるいは二十キロの肥料の袋がもう抱げない、十キロか五キロにしてくれという園芸みたいな形になつてしまふ。そういうようなことがあるのですが、何かこの辺で、いろいろ先ほどから省力化という、力を入れないと、うことです。あるいは楽な作業をするという形の研究がもつと必要なんではないだろうか。例えば自動車の生産なんか見ても、あれは量産の成果というよりは、見方を変えますといかに作業のやり方を変えていった結果、大変効率がよく品質がいい、そういうものができたというのがございます。

こういった点で、単なる農業試験場等ではできないかもしませんけれども、そういう生産の場ではそういうのを研究している人はたくさんいるわけでございます。ですから、経営工学とか人間工学とか、そういった面の人たちの助力も得まして、もっと楽な姿勢の仕事ができないが、その一部が現在の水田の作業だらうと思うんです。これほど減反をしたのにまだお米がよくできるというのはそういう結果だと思うんですが、これがさらにもうと楽な姿勢の仕事ができないが、その一部が現れる水田の作業だらうと思うんです。これらに影響してくれれば、研究が進めば将来何とか農業が持ちこたえていけるんではないかと思うん

ですが、この点についていかがでございましょうか。

○政府委員(西尾敏彦君) 先ほども大臣の方からお話をありましたように、農業というものは本来多様な自然の条件の中でその条件を生きながら営むという産業でございまして、試験研究につきましても、特に日本のよう南北に長くいろいろな気候状態を持っていて、いろいろな複雑な地勢の中で営まれる農業の中ではいろいろな意味の試験研究を進めなきやならないというふうに思つておるところであります。

そこで、先ほどお話をありましたような、高生産性に関する言葉なれば低コストの研究と同時に、そういう複雑な地勢の中で、中山間なら中山試験場の方に地域基盤部という部をつくりました。特に傾斜地の農業に、傾斜地向きの農業の開発をする。そういうような部をつくっておりました。そういうところで、例えば高齢者でありますとか、中山間の農業技術の開発のための研究を中心としているわけでございまして、六十一年度に四国農業試験場の方に地域基盤部という部をつくりました。特に傾斜地の農業に、傾斜地向きの農業の開発をする。そういうような部をつくっておりました。そういうところで、例えば高齢者でありますとか、中山間の農業技術の開発のための研究を中心としているわけでございまして、六十一年度に四国農業試験場の方に地域基盤部という部をつくりました。

そこで、先ほどお話をありましたように、高生産性に関する言葉なれば低コストの研究と同時に、そういう複雑な地勢の中で、中山間なら中山試験場の方に地域基盤部という部をつくりました。特に傾斜地の農業に、傾斜地向きの農業の開発をする。そういうような部をつくっておりました。そういうところで、例えば高齢者でありますとか、中山間の農業技術の開発のための研究を中心としているわけでございまして、六十一年度に四国農業試験場の方に地域基盤部という部をつくりました。

○横溝克己君 私も何か斜面を登るブルドーザーとか見たことがありますけれども、そういう面ではバイオテクノロジーとかそういう応用研究もこれから夢を育てるという点では大変結構なことだと思うんです。二〇二〇年ですからあと三十年ぐらいたまると日本は高齢化社会のピークに達するというような状況でござりますが、そのときの状況を考えますと、日本が今の高齢者を養っていくには大変な高賃金で、しかも相

う。そのときの状況を見ますと、第三次産業化も相当進んでいるだろう、果たして今農業が残れるのかということで私は残っていないというふうに思うわけでございますが、こういったところで何とか農業として存在していくにはバイオテクノロジーとか、あるいはハイテクノロジーとか、こういったものをいろいろ応用した新しい農業であろうと思うんです。

現在幾つかの研究ではAIといいますか、人工知能を使つたり、いろんなことが行われてきますけれども、こういうのをやるには大変な広い範囲の研究とか、あるいはたくさんある研究所がありますから、ひとつ大学とか民間のところとか、そういうのを総力を挙げて将来の対応をしていかなくてはいけないのではないかというふうに思つてますから、ひとつ大学とか民間のところとか、そういうのを総力を挙げて将来の対応をしていかなくてはいけないのではないかというふうに思つてます。で

○政府委員(西尾敏彦君) 今先生からお話をございましたように、農業は大変多様化してまいっておりまして、単なる生物学の研究だけではなくて、工学的な手法でありますとか理学的な手法でありますとか、いろいろな手法を使って進めていくことが大変重要になつてきているというふうに思つております。

農業の研究は今まで国の研究機関とそれから公的立の研究機関、大学が中心になって進めてまいっておりますけれども、そういういろんな多面的な研究を進めるために、当然民間の協力を得るということが大変重要であるというふうに私ども思つております。既に民間との共同研究体制、共同研究に關するいろいろな制度というのを整備しておりますけれども、農業の将来に深刻な不安を抱く研究費の増額をしていただいて、これはもう減反策に比べればはるかに小さな額でござりますが、しかしそれだけでも将来に向かつての非常な展望が開けるのではないかと思います。そ

う。そのときの状況を見ますと、第三次産業化も相当進んでいるだろう、果たして今農業が残れるのかということで私は残っていないというふうに思うわけでございました。

○委員長(仲川幸男君) 本調査に關する質疑はこの程度といたします。

本日、初村満一郎、鎌田要人君、熊谷太三郎君、高橋清孝君、本村和喜君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君、野村五男君、陣内孝雄君、尾辻秀久君、清水嘉子君が選任されました。

○委員長(仲川幸男君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、初村満一郎、鎌田要人君、熊谷太三郎君、高橋清孝君、本村和喜君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君、野村五男君、陣内孝

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党、憲政共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金平和の会の各派共同提案に係る農業政策の拡充強化に關する決議案を提出いたします。

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党、憲政共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金平和の会の各派共同提案に係る農業政策の拡充強化に關する決議案を提出いたします。

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党、憲政共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金平和の会の各派共同提案に係る農業政策の拡充強化に關する決議案を提出いたします。

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党、憲政共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金平和の会の各派共同提案に係る農業政策の拡充強化に關する決議案を提出いたします。

○委員長(仲川幸男君) 村沢君から発言求められておりますので、この際、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 私は、自由民主党、日本社会党、憲政共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合、参院クラブ、税金平和の会の各派共同提案に係る農業政策の拡充強化に關する決議案を提出いたします。

とができるよう農業の将来展望を明らかにすること。

二 これまでに行われた食糧自給力強化に関する決議、米の需給安定に関する決議、米の自由化反対に関する決議等の国会決議の趣旨を体し、米の完全自給方針を堅持すること。

三 食料自給率については、その重要性にかんがみ、これを引き上げること。

四 木田農業確立後期対策の策定に当たっては、これ以上の転作が困難となっている実情にかんがみ、転作等目標面積を据え置くとともに、転作助成の総額の現行確保を図ること。

五 農業經營を大きく圧迫している土地改良負担金・農家負債について、その償還に伴う負担軽減のための対策を強力に推進すること。

六 国土と自然環境の保全に重要な役割を果たしている中山間地域農業の振興を図り、地域住民が定着できるよう強力な対策を講ずること。

以上でございます。

右決議する。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) ただいま村沢君提出の決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

○国務大臣(鹿野道彦君) ただいま我が国農業政策についての多方面にわたる御決議がありました。事柄によりましては、実態から見ましてその実現が難しいものもあると考えられます。我が国農業を取り巻く諸情勢を踏まえ、十分検討した上

で努力してまいる所存であります。

○委員長(仲川幸男君) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。鹿野農林水産大臣。

○国務大臣(鹿野道彦君) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、国民生活の高度化等に伴い、森林内におけるレクリエーション活動、森林浴等森林の持よさを維持した保健休養の場としての森林を利用することに対し国民の期待が高まってきております。

また、林業・山村側からも、保健休養の場としての森林を整備し、都市と山村の交流、都市住民の林業への理解と協力等を通じて林業・山村の活性化を図ることについて強い要望があります。

このような要請にこたえることは、現下の林政の重要な課題であり、本法案は、このために、保健機能の増進を図るべき森林について、森林の保全

機能の増進を図るべき森林について、森林の施業と計画的かつ一体的に推進する制度を創設しようととするものであり、これにより、森林資源の総合的な利用を促進し、林業地域の振興と国民の福

祉の向上に寄与するものであります。

第一に、基本方針の策定であります。

農林水産大臣は、森林の施業と施設の整備を一

体的に推進することにより保健機能の増進を図るべき森林の設定等に関する基本的な事項について、基本方針を定めることとしております。

第二に、全国森林計画の変更等であります。

農林水産大臣は、基本方針に基づき全国森林計画を変更し、または立てる場合には、森林の保健機能の増進に関する事項を追加することとしてお

ります。

第三に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施業の方法及び施設の整備に関する事項を追加して定めることができます。

第四に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施設の整備を計画的かつ一体的に推進することとを内容とする森林保健機能増進計画を当該森林施業計画の全部

知事の認定を求めることが可能のこととしております。

第三に、森林の保全に留意した技術的基準等に適合するものとして、都道府県知事が行う認定に係る森林保健機能増進計画に従つて施設を整備する場合には、林地における開発行為等の許可を要する場合には、林地における開発行為等の許可を要しないこととするほか、森林組合の事業の員外利用の特例措置を講ずることとしております。

以上が、この法案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) 次に、補足説明を聴取りたします。鹿野野庁長官。

○政府委員(堀越君) 森林の保健機能の増進に関する特別措置法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき、若干補足をさせていただきます。

第一に、基本方針の策定であります。

農林水産大臣は、森林の施業と施設の整備を一

体的に推進することにより保健機能の増進を図るべき森林の設定等に関する基本的な事項について、基本方針を定めることとしております。

第二に、全国森林計画の変更等であります。

農林水産大臣は、基本方針に基づき全国森林計画を変更し、または立てる場合には、森林の保健機能の増進に関する事項を追加することとしてお

ります。

第三に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施業の方法及び施設の整備に関する事項を追加して定めることができます。

第四に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施設の整備を計画的かつ一体的に推進することとを内容とする森林保健機能増進計画を当該森林施業計画の全部

を計画的かつ一体的に推進することとを内容とする

森林保健機能増進計画を当該森林施業計画の全部または一部として定め、都道府県知事の認定を求めることがあります。

この場合において、都道府県知事は、当該森林施業計画が、地域森林計画の内容に適合すること

または一部として定め、都道府県知事の認定を求めることがあります。

第五に、森林組合の事業の員外利用の特例であります。

森林所有者が、都道府県知事の認定に係る森林は、林地における開発行為の許可及び保安林における伐採、土地の形質の変更等の行為の許可を要しないこととしております。

第六に、国有林野の活用であります。

森林組合は、都道府県知事の認定に係る組合員が森林所有者である森林及び組合員以外の者が森林所有者である森林について、一体としてこれら

の森林の保健機能の増進を図るために、員外利用の限度を超えて森林の保健機能の増進に貢献する事業を行なうことができることとしております。

第七に、国有林野の活用であります。

國は、追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るために、国有林野の活用について適切な配慮をすることとしております。

第八に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施業の方法及び施設の整備に関する事項を追加して定めることができます。

第九に、森林保健機能増進計画であります。

森林所有者は、保健機能の増進を図るべき森林の区域、施設の整備を計画的かつ一体的に推進することとを内容とする森林保健機能増進計画を当該森林施業計画の全部

を計画的かつ一体的に推進することとを内容とする

森林保健機能増進計画を当該森林施業計画の全部または一部として定め、都道府県

取ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選につきましてはこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時散会

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

案(第百十四回国会提出、衆議院継続審査)

森林の保健機能の増進に関する特別措置法

(目的)

森林の保健機能の増進に関する特別措置法

ないと認められるものに限る。以下「森林保健施設」という。の整備

第三条 農林水産大臣は、中央森林審議会の意見を聴いて、公衆の保健の用に供することが相当と認められる森林につき、森林の保健機能の増進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 森林の保健機能の増進を図るべき森林(以下「保健機能森林」という。)の設定に関する事項

二 保健機能森林の整備に関する基本的な事項

三 その他必要な事項

四 その他必要な事項

第五条 森林法第十二条第五項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含む。)は、当該認定に係る森林施業計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を図るために協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(全国森林計画の変更等)

第四条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、森林法第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画を変更し、森林の保健機能の増進に関する事項を追加して定めなければならない。同

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一體的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

1 森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林の施業

2 森林の有する保健機能を高度に發揮させることを目的とする。

(地域森林計画の変更等)

第五条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林につき、前条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認める場合には、当該

2 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一體的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

1 森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林の施業

2 森林の有する保健機能を高度に發揮させることを目的とする。

(地域森林計画の変更等)

第六条 都道府県知事は、森林法第五条第一項の規定によりたてられた全国森林計画をたてる場合においても、同様とする。

3 この法律において「森林の保健機能の増進」とは、次に掲げる事項の一體的な推進により、森林の有する保健機能が向上することをいう。

1 森林の有する保健機能を高度に發揮させるための森林の施業

2 森林の有する保健機能を高度に發揮させることを目的とする。

(地域森林計画の変更等)

第七条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

3 都道府県知事は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十二条第五項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件のすべてを満たすときでなければ、同項の認定をしてはならない。

4 第一項の規定により森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森林施業計画について森林法第十二条第五項(同法第十二条第三項に規定する場合を含む。)の認定(以下「特定認定」という。)を受けた者(以下「特定認定森林所有者」という。)についての同法第十三条及び第十四条の規定の適用については、同法第十三条中「同項各号に掲げる要件」とあるのは「森林所有者」としての同項各号に掲げる要件及び森林の保健機能の増進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第六条第三項各号に掲げる要件」とあるのは「森林の施業(特別措置法第六条第二項に規定する場合を含む。)」とする。

5 同法第十四条中「森林の施業」とあるのは「森林の施業(特別措置法第六条第二項に規定する場合を含む。)」とする。

6 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

7 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

して定めることができる。同項の規定により地域森林計画をたてる場合においても、同様とする。

1 保健機能森林の区域

2 前号の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

3 第一号の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

4 その他必要な事項

5 森林法第十二条第五項の認定を受けた森林所有者(同法第十八条の規定に基づき、数人共同して、同項の認定を受けた森林所有者を含む。)は、当該認定に係る森林施業計画の対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める基準に適合するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、当該森林施業計画を変更する。

6 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(全国森林計画の変更等)

第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

9 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

10 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

11 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

12 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

13 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

14 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

15 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

16 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

17 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

18 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

19 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

20 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

21 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

22 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

23 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

24 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

25 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

26 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

27 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

28 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

29 第八条 特定認定森林所有者が特定認定に係る森林保健機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う森林法第十条の二第一項に規定する開発行為については、同項本文の規定

1 対象森林の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

2 森林保健施設の位置、規模、配置及び構造が農林水産省令で定める技術的基準に適合すること。

3 森林の施業の方法並びに整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

4 条第一項又は第一項の規定により指定された保安林(以下「保安林」という。)である場合には、当該保安林の区域内において行われる

5 森林保健施設の整備が当該保安林の指定の目的(同条第一項第十号に掲げるものを除く。)の達成に支障を及ぼさないと認められるこ

と。

6 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

7 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

8 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

9 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

10 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

11 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

12 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

13 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

14 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

15 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

16 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

17 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

18 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

19 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

20 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

21 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

22 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

23 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

24 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

25 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

26 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

27 その他の施設の整備しようとする森林保健施設の面積のうち整備しようとする森林保健施設の面積の占める比率が農林水産省令で定める比率以下であること。

の伐採については、森林法第三十四条第一項本文及び第三十四条の二本文の規定は、適用しない。

2 特定認定森林所有者が保安林の区域内において特定認定に係る森林保健機能増進計画に従つて森林保健施設を整備するために行う森林法第三十四条第二項本文に規定する行為については、同項本文の規定は、適用しない。

(森林組合の事業の利用の特例)

第九条 森林組合は、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第八項ただし書きの規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款で定めるところにより、特定認定森林所有者である組合員がその森林所有者である対象森林と一体として森林の保健機能の増進を図ることが必要であると認められる対象森林(当該森林組合の地区内にあるものに限る。)に係る特定認定森林所有者に、同条第二項第八号に掲げる事業を利用させることができる。

(国有林野の活用)

第十条 国は、第四条の規定により追加して定められた全国森林計画に即して森林の保健機能の増進を図るため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

平成元年十一月一日印刷

平成元年十一月四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E